

貞丈雜記

十二

73
6822
12



門 73
號 6822
卷 12



真丈雜記卷之十二

進物之太刀劍之部目錄

- 進物之太刀の事
- びきめ下緒の事
- 半下緒の事
- 太刀刀作採の事
- 少刀の事
- かんたう帯取の事
- あらむつはの事
- 鎌倉下緒の事
- 二重下緒の事
- 刀引の事
- 腰刀の事
- 煉錐の事
- 公方採の太刀の事

雜記十二

目一



昭和41年12月20日
原安三郎氏贈

- 兵庫鐔の太刀
- 帯取寸法下弦寸法
- 髷柄の刀
- 後三年画のさや巻
- 歩刀の事
- 守刀の事
- 尻鞘の事
- 細太刀
- 太刀（さきさや）
- 丸鞘の太刀
- 刀の銘菊の紋
- つのいた刀
- 長伏輪の事
- 犬のおきの事
- 刀ハ袴の帯（さや）
- まりさや巻の事
- 見せさやの事 圖
- 鳥頭太刀
- 刀劔研の事
- 脇差の事

- 脇差の太刀
- 銀劔の事
- 甲州武田家鞘巻
- 刀のわら（い）小刀の事
- 葬礼の腰刀
- 佩太刀（い）の事
- 中ぎ太刀 大太刀
- 草巻太刀
- 奉阿弥目利の事
- 今世の刀脇差
- たんひら
- 錦包の太刀
- けぬき形の太刀
- 晝の涉度ハ劔の事
- 帯取の事（い）たかくの事
- 小太刀 大太刀
- 糸巻太刀 武太刀
- 黒太刀 白太刀
- 劔相の事
- 今世の太刀

- 白きうちとくこの太刀
- 刀の志みの事
- 雲の中帯取
- 透鐔の事
- 三所の事

武藝之部

- 醉舞の事
- 決り場始の事
- 賭射の事
- 大具足射の事
- 馬上の三ッ物の事
- 歩立の三ッ物の事
- 歩射 騎射
- 奉射の事
- 的の繪の事
- 吟弦の事
- 養月の事
- 籠的の事

- 數塚の事
- かけ巻の事
- 的の徑の事
- 的は鬼の字の事
- 流痛馬は三流ある事 三ツ美
- 遠笠懸小笠掛
- さとりの事
- 矢代物の事 圖
- 式に大的 涉可的
- 矢射法 どうゆひ
- 射つけのふ的 つご
- 馳引とりの事
- 相撲の事
- 逆羽の事 圖
- 笠を持つとりの事
- 犬追物の事 四ツ条
- おんもの射の事
- 犬追物始とりの事
- 笠掛始りの事
- 矢筈の事 やうの事

- 軍陣の両翼をえらる
- 神佛をまつる
- 矢目の事
- 押手列手之事
- 弓杖おわり
- 十列之事
- 騎射の事
- 牽射の事
- 古く大将自身働る
- 首を鞆に付る
- 軍陣日取方角之事
- 軍之吉凶の事
- ねづきの事
- 中附古今お違
- 競馬の事
- 流福馬の事 四ヶ条
- 比射初出再無の事
- 死道具の事
- 生首死首見分
- 凱歌の事

- 馬上の作物之事
- 三九手杖
- 弓持の事 とわかや
- 神事百手の
- 狩とらる
- 大前と突との事
- こづの事
- 矢の事
- 打毬の事
- 式に大能事 弓太前
- 鞆ありの事
- 首と腰の事
- 前かきのお射との事
- 獲物の事 馬
- 甲陽軍鑑の事
- 中物の事
- 追手狩の事
- 的おきの事

真丈雜記卷之十一

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

奥

技 同

刀劍之部

旧記に涉太刀 金 涉太刀 金覆輪 ありあるハ柄鞘の金具

皆金をくくらしありある元ハ真の太刀之東山源氏代應

仁の大亂以後世の中を賣りあり極真の太刀を道場より

取りもせられありて多くハ作り太刀を用ひたりされと合

又ハ金覆輪ありとありハ昔の如く又ハ太刀 白とありあり

雜記十二

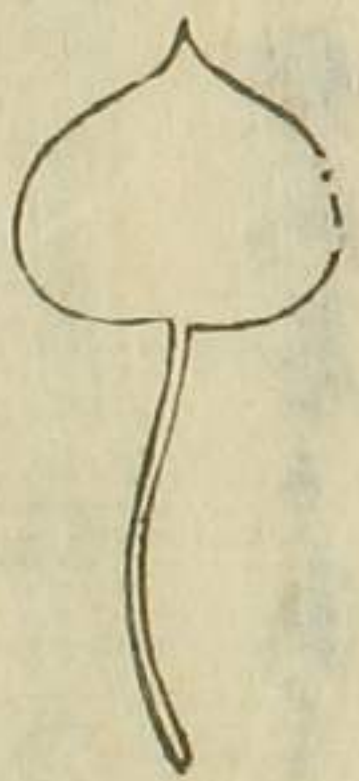
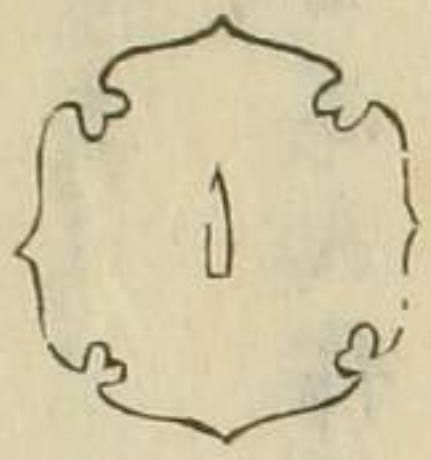
○伊勢貞友守一
冊云太刀一勝と
多くては持の
言書く事ハ甚

○

流の所のるるも
 一又武雜書
 礼部云云を根の
 本刀持とす也

根作り白太刀の多しは太刀黒とあるは志やぐどう作り
 黒太刀の多し又赤太刀系と何白ハ系巻の太刀の多し柄を
 巻る太刀之又黒太刀持と何ハ系巻の太刀之を根をれ
 とも自分の持料しるは神の太刀之といふ心之澤吳阿の
 覚書にハ太刀令代或百疋とあり其下ハ柄云金とハ
 金くすんの多し麻おあハ右刀見ハ又系とハ系巻
 とする何のつらハ太刀の多きをあると
 志と系巻はばとハ染様と書くハ染ハ條のたをいふ
 少しいびじり形ハハ細の病之丸き形の紋を石餅と云ふ
 同染の多ハ飲食
の形も記す

一 あらひつむと云ハ葵を四ツ葉合せうらぬある形之夫木
 枚六帖題信実朝臣かうハせんたをせやうらぬあるはひま
 こころありとも記つらうと云



一 志きあハ結と云す 融英記ハありひきあはのさけを
 也貞衡云ひきあはと云ハ志くぬりたる草又志くは
 ひまのやうある結を書くを云

一 藤倉下結といハ巻の下結のこころ系とて組こ一方ハ
 こころを付するを云布衣記と云書ハ何系ハ出は
下結と云是也

一 中下結と云ふの条は、實書より記し、る鎌倉中

けをのり、此の中結の半分の長さ、此の中結は、おろして二重

付て、只ひとへあるゆへ、
此の中結の半分の

二重下結宗正間書より元より、此の中結のより、鎌倉中結

より對して、此の中結を二重下結と云ふあり、二重下結とて、拵

別よりある

一 太刀刀タチあり、拵拵をのり、刀劔間蓋より、記し、おく、

此書より、略し、
兵庫、

のり、そ、外刀劔
間蓋より、あり、
タチ、ヒキ

一 刀引とのあり、旧記より、あり、馬、古酒、りの、耐入、は、蓋、を、は、

て、我、さ、した、る、刀、を、ぬ、き、て、蓋、を、の、む、な、つ、の、は、り、多、之、返、蓋、の、間

ハ、蓋、を、返、き、入、り、刀、を、こ、ゆ、之、刀、を、引、出、扱、は、き、た、刀、引、

い、か、之、刀、と、は、さ、や、も、き、の、刀、に、常、と、さ、す、短、き、腰、の、拵、に、や、り、

の、り、刀、劔、間、蓋、より、記、す

一 刀、さ、や、も、き、さ、り、も、き、腰、の、拵、腰、刀、皆、一、拵、と、て、古、人、常、は、は

たる、短、刀、と、は、の、人、の、口、に、さ、り、さ、す、や、り、又、亦、刀、と、い、ふ、今

も、さ、す、長、き、刀、と、つ、む、刀、と、も、又、古、服、足、と、さ、り、ハ、懐、中

に、隠、し、て、さ、き、お、し、隠、劔、と、も、云、ふ、又、刀、劔、間、蓋、より、記、す、

一 腰、刀、サヤ、サヤの、り、を、さ、き、さ、り、も、さ、り、後、撰、集、翻、別、云、み、ち、此、
の、部

こ、の、は、サヤ、サヤの、り、を、さ、り、人、は、火、つ、ら、を、つ、ら、も、す、と、さ、り、か、き、つ、け、拵、を、

夫木抄に氏名
 無る家までと
 て伝承はまは
 らぬ。ついでに
 此の事世を
 承るひいては
 此の事の上は勝
 持ト此の事の上
 とをひいては
 此の事の上は勝
 持ト此の事の上

多日紀貫之ありくまうちてたくひのちありあつハこて
 ろさすのを志のこもおめかる家心の抄はさすかハ腰
 刀也火うちを付くうきく者我商語を五云けまひ板の
 つもよ推天あり時宗情をうけ渡うは思ひくまひくま
 あすこの事あれハ権原うに渡出しくうさ海まこの女のかに
 赤赤赤とたよあをひたり阿るき海日としていひしたる
 かん腰のものをまきれく出るを女のかううかかきをつ
 ばしてしつてしてさすのこいさすをさするいおいしおを
 人のるらんのかけまきるまのりあうかんでのあまを
 へいんやんあまをさすりあをさするうかましつていひく
 せきしてしつていひくまのこいさすをさするいおいしおを

けあ背のふ腰物さすうきく入たり古の武士たふさう
 たる腰刀ハ本并九寸ハ八寸むのうをあり目貫りし挿ま
 ろす瑞あり鞘の尻ハある切ふ小刀かういをさするまき
 下結あり短き刀ありあし時鞘ともなぬけハ腰刀は
 て下結をさする一巻まをて結ひさけ並ねたや巻とまは
 せやまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは
 とも云いさうまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは
 せやまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは
 さや巻まはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまはまは

と云ふ又赤刀は針してちいさき刀とも云

一 少刀チサの名古よりあり義真記に云ふ小刀ハ長サ六寸中子

三寸ケヌキ形ナルヘシト云元たり是腰刀也若腰刀は

同一柄也其母柄さあつて一尺を限るとす之柄ハ鯨の

皮に於て柄のすゝもあつて自費之つばハ水もとやあつ

て其切目ハ世の少刀ハ柄をまさき端を入れたけり

甚長くても刃チリツ古の少刀といハたゞ遠たる柄也

一 煉瑤チリツといふ柄あり草の瑤に採り草といひて其草の上

あり柄をせんかゝるも之瑤もわら草を用とわら草

のつむとつむるを畧してわら瑤といふ也

一 かんたりの帯取といふ異國より傳りて今かんたりの

織物をいふみくけて太刀の帯とりは其もかんたりの筋

を織る柄也今のせんといふ柄のやうある柄は筋ハたゞ

筋ともかゝるも其も其も布をさすも其も其も石をさ

すも其も其も古き切也の世は残るも其も其も其も其も

たう清といふ之近代阿蘭陀より傳りて其のせいらすといふ

柄ハかんたりの柄也漢嶋と書くといふ手織は其の

たうもありといふ

一 太刀の帯とりは結ひやうの古ハ二京より外ハあり帯のん

たうの柄はいろハ端をわけても其も其も其も其も其も其も

端を折らざるも引通し酌量記を見えり曾我流
ハ 大岡秀吉の家臣名 上中下の結核又ハ神納婚礼
木の結核あり古ハめけむのうらまきりなり一尺二寸

一 公方極は赤刀并は太刀とや袋を入た日由案ハゆき宗五枝
一冊秘書ハ見たりとや袋をとりとる云々宗五枝
書ハありとや袋とハ鞘ハ綿をこけてぬいこむをこ極
綿をつのりかいらぬをうまの上りかてぬいこみこ貫
その綿の上ハ並んつう赤をまてて我家の寶ハ馬丸
の太刀のこらら一應仁年中ハ細うらと云傳ふとや袋
ハうら右ハいつかといき神也

一 兵庫鎌の太刀と云柄も鞘も根の乃一より包こ
おひとりハ根のくまりを付てハ刀劔同義ハ縁邊をあつた
せりハ太刀を兵庫鎌とのくまハ禁裏ハ甲冑弓矢太刀
あつを納りあるハ花を兵庫とのくまハ兵庫ハ兵庫
寮との役屋敷の内ハ何り其兵庫の奉行を
兵庫既兵庫助あつといふハ兵庫寮との役
屋敷ハ兵具を作ふ細工人ありそ細工人の作りたる
を兵庫鎌と云ハ細工上手ある前是を愛統と云ハ鎌ハ
下手の作りたるハ切れとあつた上手をよむハ作りと云
いりもの作りハ太刀も根つと云ハおひとるを通し下り

先大接いりお作の太
 刀といふらち〜え
 かりお作の太刀
 され〜もえら〜え
 こもかりお作の
 刀の〜たるまあり
 かり〜とゆ〜と
 あり延喜式神祇葉
 二由加物凡應供神御
 由加物器料者神祇
 費目為九月十申官
 由賀物九月十申官
 差下部三遣三回先
 大被後行事料馬一
 天太刀一ロ一張箭
 二十雙 中男 已上當
 馬一疋大刀一ロ一張
 箭二十隻 中男 已上
 國麻殖那賀 神祇
 兩郡并輸送 神祇
 の費を奉るをゆ
 かり〜の也 其也
 かり〜の中子何れ
 も太刀一ロとあり

銀の細長輪をセツ入て帯板を通し一の是二の是存せし
 輪十思一ツ思は輪七思合是を字思は之鞘は藤の
 皮の尻鞘を思は一神標は浦の〜とあり〜とあり
 ありの相作ると云源平盛衰記は嘆相作と書たりいり
 ありの怒相と書と嘆と云字はいり〜とあり〜とあり
 一 刀の銘は兼の紋ありり人金八十四代の天子後を羽院の時
 則宗 備 貞次 中 延房 兼 國安 粟田 恒次 中 國友 粟田 宗吉 兼
 次宗 中 助宗 兼 行國 兼 助延 ありと云名をき 暇治の
 〜と云十二人を思は十二月は口の〜と云院は書を新
 けさせて刀を作らせられ後を羽院の時〜と云作らせられ

一 太刀はハ
 あり〜の式定り
 あり〜の 刀廻り
 圖の表はあり〜の
 作りの太刀の男八則
 のまあり〜 神奉
 るゆらあり〜太刀の
 こと〜作り〜を
 かりお作りの太刀
 といひ〜あり〜
 それをいりお作
 といひ誤り〜あり
 あり

一 太刀はハ
 あり〜の式定り
 あり〜の 刀廻り
 圖の表はあり〜の
 作りの太刀の男八則
 のまあり〜 神奉
 るゆらあり〜太刀の
 こと〜作り〜を
 かりお作りの太刀
 といひ〜あり〜
 それをいりお作
 といひ誤り〜あり
 あり

一 一と云その時の相作りの十六葉の菊の紋をきかせられ
 一と云 尺素健来と云 兼 兼 良 後を羽院 兼 暇治 兼 治 兼 治 兼 治
 以 爲 爲 銘 兼 後を羽院 兼 暇治 兼 治 兼 治 兼 治 兼 治
 の代は兼ありり〜 武佐志と云書は小楳の君盛子
 刀を作らせられ〜と云なり
 一 太刀おひりりの寸法 嵯峨川記は云帯と云その尺の寸は太刀二
 とけり〜と云つものありり〜と云お返り〜
 兼 兼 文 云 け 記 用
 ひかり〜 兼 兼 の
 一 刀の寸法の寸法 嵯峨川記は云下徳の寸法 同様の事 是も寸
 法ありり〜と云何のありり 不若中は兼ありり〜と云ありり
 ありり〜と云 兼 兼 文 云 定 法 ありり〜と云 兼 兼 文 云 兼 兼 文 云 兼 兼 文 云

一ひりせりしより一きし

一つのは太刀と云いつのは柄よき太刀と云ふこと元来はまこと
との太刀を道徳とすたれども應仁年中の大乱世上の亂り
ありてつのは太刀の柄りたるは松刀記に云伴誓や終る貞牧の記に目録に
太刀の柄を付るるを備へ持太刀あれは一腰の已きつり
持と付は又兼考をといは是も一腰の腰に兼と付は又
今やせんあれは金と云ふり付は柄ある太刀は必柄を認は
るべき下で然る方と云はるは柄は手は持と付は又兼考
も一腰にひつりひ太刀を兼持と付は次は兼考といつて
太刀より兼持といふは兼考といはるは兼考といはつて兼考

をいふの如く紐を差は帯にひつりひ太刀の如く是れ兼考を
兼考と申之又兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考
つを只もけぬりて帯取の紙をたてははくは兼考とい
ふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは

一ヒシリツカ聖柄の刀の源平盛衰記の卷四の巻は清盛入道聖柄
の刀をさされしを名にりて聖柄の源平ありは兼考は兼考
刀と云は兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは
目貫之又兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは
兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは
兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは
兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは兼考といふは

盛衰記卷十三
大臣情ノ条太刀ハ
長覆輪ナリケルヲ
錦ノ袋ニハラレ
タリ云々東鑑卷
廿五ニモ見タリ同
廿九銀長覆輪
野釵云々

なるを云はれ又按鯨ハ魚の皮之魚を用さるハ精進之依て鯨
柄といハれ得あらず

ナカフケリン
長伏輪の太刀と云お盛衰記卷二十
石搦 合裁 又見えらる

常の伏輪の太刀ハ洋ハ勿論伏輪有鞘ハ二季の方より
よせ鞘の中分扱ありゆへよせハ二季の方
分扱あり志ハ引ハぬの方の
長伏輪ハ志ハ引ゆへよせを長く直し
たるを云々

後二年の條ハ見えらるさや巻の圖左の如し



是ハ大折袋ト云り袋の裏側度の形ヲ記ス
見合へ

ゆへこぢりやをまけて合ふと云りたる稱ハ是ハ腰ハさうして刃を抜
付こぢりやのまじりたる糸帯ハ引かぢりやと云やとぬけざるる

東鑑云寛元二
年四月廿三日奈御
月鞘未育下緒云
々御カサマキハ
サマニキサミメアル
サマ巻ヲ云フ下緒
アリトハ九サマキ
三下緒ヲ付ガルハ
ナシ然ルニコトニ
サケラアリト断
ノ記セルハモシハ

さや巻の刀のこぢりやに穴をほけりて草を中緒をとに細くたる
てかのあぢり引通し下緒のゆへまひて結ひ余りを三寸餘
りして切て上げあぢりぬきまきと云は是ハ腰きさや巻に
て下緒一筋大まぬきのこぢりや通しと云ハ筋の中緒と云合は
結ひあぢり是ハ刀をぬく時やとにぬけて出せる扱ハ鞘を
帯るとの意ハ一きの為也又大まきまきあぢり鞘巻ハ腰は
さうして下緒を帯り通しと云はを一巻まきひて結ひあぢり
是も刀をぬく時ハさや巻を帯りとの意ハ一きと云ハ大まぬき
と云ハ名祿古きあぢり元次はゆの古ハ何と唱へり義家
朝臣のさや巻ハ鞘巻ハ細き草法を付く今大まぬきと

此下緒トアルハ
犬マ子キノ事ニ
テモアルヘキ致下
誦ノ事ヲ云ヒシ
又ニテハナキニヤ
可考

いふ是之或説は犬すぬき二尺片一尺二尺の兩七寸寸を
結ぶ余り二寸五分斗ありて藍皮之草を裏とらるを合は
しを縫ハぬ之又云犬招幅五分先ハ少ハ少ありて藍草馬
草のうち下結を回しをあり

ウチカクチ
お刀ハつちをへりて長き刀の多しお刀をバつち刀ともいふ宗

五一冊又何うお刀ハつちを巻く也 今大小トテサス
其大ノ事ナリ

刀をバ袴の帯にさすて蝶川記にさすなり

守刀古のころは義経の多義経記志也亦王殿くは備出の糸

云備地の綿を毛つちを包く也 是義経の
守り刀也 又吾我

お後さしと云 林徑は多義経の云云此地の綿を毛つちを包く也

守り刀と云く包くは云々も巻くも云々も 同くも云々し

錦をきつて包くは云々も 同くも云々し 中結面も云々か
綿より外へ包く

守り刀ハ懐中に入る者ある者ある 又義経記衣川合戦の条に
云々ありて守り刀ハさすつちを包く也

鞍馬の別由義経の幼少の時小飛治の赤く 相地ノ錦ニテワカ
守り刀を糸

合戦の時 瓊の下へさす也 サヤ巻タルハ守刀ナル也
ハササハササ 又吾我

合戦の時 瓊の下へさす也 瓊の下とハ瓊乃

あつちの肉をさす大納言行成頃ハ実方朝臣と口傳

して冠をおおとさす 一糸撰 改兼良公作

守刀に包くは云々 守刀ハハかうかい也
是也ハ小刀ハさす

守刀に包くは云々 守刀ハハかうかい也
是也ハ小刀ハさす

守刀に包くは云々 守刀ハハかうかい也
是也ハ小刀ハさす

守刀ハ懐中
ニサス也即ワキ
ナシセロキサシヲ
隠劔ト云也懐
ノ中ニ隠シテサ
スユヘセロキサシ
ト云ハ即守刀
ナリ

—
すちきやほきと云ハ出来合の鞘巻を云くすちハ待の字
也武具部すちの字ハ不ハあく記也

—
尻鞘シリスヤ又シシガハ鹿の皮豹の皮熊の皮麻の皮などして袋を

作て太刀の鞘に懸るを云く太刀のさや両端はあハ温氣シツナ

して太刀さびる前毛皮をかけてさや内をかせくゑん

—
みせきやと云ハ短き腰刀よ長き鞘袋をうけて長き刀

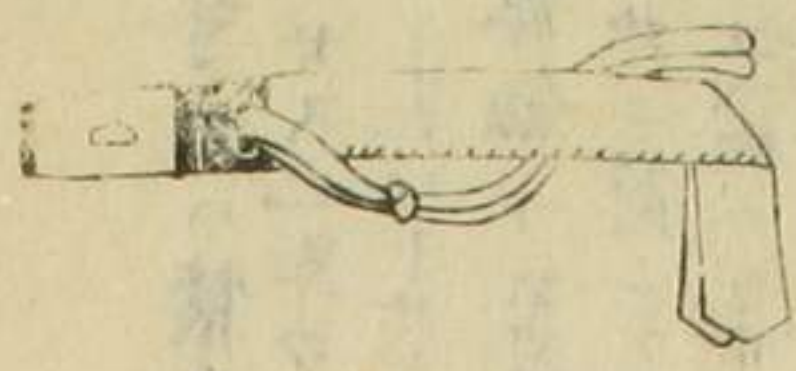
ハ心あるふとされも腰刀短き太鞘の花折り

あり 夫木抄正三位知家公あり「ハ」ハりや

すれもみせきやのさやありうけてぬるやたうりえ

光大田又せきやハ綿で作りお箔を裏うて鞘尻を
とん不恥し切てニ枚うてりうし上の馬の如し

夫木抄衣笠内
大臣いまいり
さき—りぬん
さくぎやのさ
も心はあひけ
—きハ
田権信正公相
まのふのまけ
まのふのまけ
まのふのまけ
まのふのまけ
まのふのまけ



細太刀の多野宮宰相定基伝云螺蚌ラゲンケン 鞘ニ者見ニテモキエケン
時信ラシタル石 西呂公伝ニ用ルル 皆細太刀にて儀刀本刀の鞘は真鍮ニ

らしありありのさやにて作りたるは儀刀さた威儀に

むろり体をも云 威儀は体もとい

あああまのさやに刃をばそく作りに依て細太刀といふ

あま下 新六帖信実朝臣の説ハ「世の中をみるむも

をを太刀のさやにさあかうつまりさや色きはか

すやは一層はあひあるかしつりるさああるさやか

刀を心石と云ひいひにこけりさやハさやのさや

太刀のさやハひひたりたりさやハさやハさやの

備るこあるをれはさやしてさやハさやハさやの

さて作りて入おとりのひが一層はさやハさやの

紀州熊野新宮
神聖ノ中ニ鳥頭
ノ太刀番アリ是
ハ柄頭鳳凰ノ首
ニ似タリ鐔ハリシ
オシ也是ハ唯神
聖ノ幹ニテ人間
ノ用ル物ニラス

又家東帯の時
の太刀ヲ帯キテ
くしく手傷ト
云物ヤカク
傷ヤカク引
くハ古風ノ
も存故ト云
路リヨリケ
分のヨリヤ
むツリヨリ
太平記卷十二
一統政道ノ系ニ
兵庫鎖ノ丸鞘
ノ太刀ニ虎ノ皮
ノ尾鞘カケルヲ
太刀掛ノ半ニ結
テサゲト有太刀
掛トハ射向ノ草

ぬらりりあきあきの中を
さひつりりあきあきの中を
の三年正徳を法皇尊号して
中よか帯捲太刀一腰
細太刀
トリカシラ
タカカヒ

鳥頭太刀と云相ハ古鷹
又鑿造の太刀と云相
右多次太刀と云ハ根
之多次の太刀を似せて
子ハ知シハ江家次才
鷹徑辯疑論
水干下濃袴鳥頭太刀

鑿造の太刀と云相
右多次太刀と云ハ根
之多次の太刀を似せて
子ハ知シハ江家次才
鷹徑辯疑論
水干下濃袴鳥頭太刀

二日大永四年正月十六日太政大臣大饗涉鷹飼源左近府生

下毛野敷利鳥頭劔
斑豚尻鞘
入螺鈿劔

太刀よあ 有ハ帯トウを結テ腰ニ太刀を
にぬきこも 有ハ帯トウを結テ腰ニ太刀を
あはは拾遺集神樂の
さげももてあはの
ももそとハ太刀を
サケテけのぬバぬ
太刀のぬぐさ
大永四年正月十六日太政大臣大饗涉鷹飼源左近府生

スリユルギノ糸
ノ研ヲ糸ニマズ
漆草一テスルヲ
太刀カケ草ト
云也太刀カケル
所ナリ

業として腰刀といふ物を作りてかく程の腰刀引付て置く
是ハぬくよゑ一徳高のりハ武具の類ニ記せんと考へ又
曾我物語卷六五段大政一帳巻を巻り入ひむづのちまき
とらてひつゞけ伊东重成の四尺六寸の志やぐらう作り太刀
十名字にむきひきけ云々是又なまけたる

一 搬治の上手の赤く名作の太刀ハ奇妙不思儀なる事
あり切れのすいむいなる事及なる事然るも名作とも切れ
ざるも何んノ奇妙不思儀もなき事何れ是を扱ふハ大村
加卜の著したる書刀劍秘宝云搬治場を清らるハ
古者天國の真上ノ作也何れも教の如く扱ふ事ハ是

太刀ハ靈妙ありて珍事中大悪事災難を遁ハキ扱ふリ
細るを研トキヤとく時ハ道具かゝる事依て已ら大を以てあつ
道具を柔ヤロラカくして研く之道具かゝるハ研く時ハ双先こ
なる事何れ亦一かある事ハ三日もかゝる依て皆あぶる之能
申考研ハハ此ある事多し然るハ湯を玉の立つ極
ハ沸ワカ一期ハ五夜も二夜もかゝる事研を治場遠志
扱キひハ入る時ハ必沸湯をこけ扱ひ上作大燻又の道
具亦備あはるは切れの要なき事有り皆此の如く研るの
あぶらたる故に是具ありてあつて不切之古刀の上作ハ脛
の心能く治るハ奇之也皆研るのあつても之日本ノの氣

の道具皆まゝに代々受けつらるる思ふ人あれども
左様といふ一嗚呼あつたる先の名物ありといふ言は
後筆も尽まるゝの今ハ名斗名物と道具ハ
名物といふ物あり上作の昔の地^タ虜あつたて皆失は
悪情^{アキマキ}あつた名人の焼こあつた火をあつた依
靈妙不思議ありたる太刀も七ハ何の靈妙あり古人焼
このまゝ火はあつたぬとい焼又やく時焼あつた火を
又後火といふれハあつた焼又やく時火といふ火は
火といふ火をぬくといふ也名人の鍛冶焼又焼こあつた
刀の魂皆あつたぬとい靈妙不思議のあつた理は故

刀の心と帯るる心不通して靈妙あり予ハ刀匠百餘
あつたふまゝのまゝ五六十腰ほどあつたる見ゆ
嗚呼情あつたあつた火の上白く燐の火ハ正身マシの火ハ
消て後ハ烟の白く残るゝ右焼又焼こつた
火ハぬあつた限りハ千餘も二千年も消るゝ又焙^ヒり
空の消るゝ道具ハ石を以て火の上を打ち火を出して
此ハ火不出是火の消るゝ故に自然火出るといふ
とて黄をある火あり又焼又の強き道具と火を
赤出してえ一火の燧^{ヒウチ}も能き火出ると又紀州宮野
山一燈の火消して山繫昌一火を吹^{カシ}く飯を食

解は納る耐ハ吾根ニ有クハ云々武士ハ今古き火五百
 年手手逆の火ハ不持キヨリ有リ火ノ知リ刀服見
 る心好ク刀を切之或ハ逆ニ有リ耐あると云ハ然レ
 其如ク焔テギを付振治場シキ痛文シユモシと云ハ刀の魂ハ情
 火を燒ニある故ニ亦様を忌ムニ常の疾ハ太ク踏ん
 ともれとも耐あるハ此是故大切ニ後を研めし火を
 消され靈妙もあハ人き切りても切せ以硬カタき相を切ハ
 或ハサウ或ハ折るモ火の消すも悲しき此名柄の道
 具多ク是をたかト以上刀劔秘室の文ハ右の刀劔秘室を記し
 後ハ松平越後守の家臣ト有テ越後松平波島守尉又浪人と稱して江戶
 後地有リ在任ニ充テ末武士トシテ派治の工五ノハあり此生隣ノ刀

の一付太刀
云ハ柄鞘ともに
 全のうもつねを
 ので包しうさ
 うのの一付と云
 ハ太刀のともう
 ち斗つとも金も
 包しうさ

在家ノ裝束抄
 は表裏共襟
 色ノ衣ヲ圓形
 田ト云モ同意ニ

擬の事な好して上とあり如トウ雁の刀トハ生牛の首を一折
 切居しけりとし加トウありハ刀の銘ハ作武士大森治於大森耐号
 大村加ト耐とあり又越後幕下士大村加ト
 とありて表ハ真十五枚甲伏作と云銘も有
 丸鞘の太刀の事 太平記卷十二二家一統 兵庫彈の丸鞘の太刀ハ
 虎の皮の尻鞘にけたるを云同卷廿一陸路相及 いて引出物せん
 金作の丸鞘の太刀一握多陸路相及 いて引出物せん
 丸ツルサヤ 丸 同卷廿四紀州能門 津津小次郎ハ六尺三寸の丸鞘乃
 山軍ノ衆 太刀も括りりたり云丸ツルサヤハハヤヤを丸ハハヤヤハ兵
 あらま丸ハハ一握の事ハ金作の太刀の鞘もも金も
 包しうし古書ニ金作の丸鞘の太刀と有り只丸ツルサヤハの太刀
 とあるも有り同ツルサヤ丸ハ一圓ニ倍ハ長柄の事也
 記しするめと云も同し

脇差の刀ハ別
守りカシハ
斗カシハ
今ハハ
て小カシ
うハカシ

一 脇差ワキザシといふ柄ハ幸名脇差の刀ハ刀といふハ刃物の惣名ハ脇
刺ハ隠劔といへ懐中トイ徳トイ用心の爲トイ柄ハ柄
ざりの刀ト云それを取トイ柄トイ斗トイ古のトイ
ハ長柄トイハ九寸斗トイ柄ハ柄トイハ柄トイ
ハ柄の多トイ鞘のトイ柄トイハ柄トイハ柄トイ
衣服ハ柄トイ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
下徳のトイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
柄ハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
の寸尺を長くトイ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
トイ柄の外トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ

ありうり古カシハ刀トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
貞宗への教訓書ハ尚世の白人をんハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
是ハ徳劔トイ人トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
の代トイ録三年トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
造トイ刀を柄トイ脇差の刀を柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
トイあり脇差の刀トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
一 脇差の太刀トイハ柄トイ太平記卷四十 最勝講之時 南都の元徳
ハ面トイハ柄差の太刀トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
トイハ柄トイハ柄差の刀太刀トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ
ありトイハ柄トイハ柄差の刀太刀トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイハ柄トイ

建武式目追加貞
和二十二三沙汰
曰正月ノ祝亭引
出物事止重物
甲冑太刀ノ類
金銀類唐物類
用銀劔以下輕物
を輕と云ハ
金具ハ銀の焼付
を藤相よら
らみも名作は
ハあつたを同方
曰ハハ礼式ニ通
ハハ用ハ

を脇に隠して出さる。故脇差の太刀と云う。右最勝
講と云ハ

禁中より最勝王經を傳せり。其の時延曆寺に東大寺の傳兼
之其以ハ乱世の傳も太刀ハ隠して持出たるを言ハ故と云

一 太刀折刀タチウチカタチのそと廣きそだんじり物といふたびら廣と

云詞を畧したる。太平記卷之十二神南合 山名山名り郎等因幡

おの佐人は福間之良とて母の名を知りきたる。太刀のみ

七尺三寸の太刀だびり。廣き作りたるを鐔本之尺斗をい

蛤齒よりき合せきだびり。廣といふ。太平廣あるへと

平く廣きと

一 銀劔ギンといふ。銀作の太刀之上古礼式の道ある。ハ太刀銀劔

をうつひく。東鑑源平盛衰記平家物語謙倉年中行

年亦見えたり。正月は初めの討事又冬開の時候食たり。

人にも銀劔。源平由東山殿年中行る。其の記あると見え

今も將軍家此代始より大和武多武峰惣代。銀劔を献す。

此ともそれハ白木鞘の刀。其の實の銀劔ハあり。以

て名をうり。古ハ銀劔とてあり。そとハ畧して。白

木鞘のゆり。献す。年々。其のあり。又式正の討事

白太刀と。白太刀サマシ。銀劔ハ同物あり。以

一 錦包の太刀ハ。源平の鞘袋つけたる。太刀之あり。そめ。柄鞘

そに綿をうけ。堅く縫く。て柄糸を巻き。しり。其を

其の。小笠原長秀記。主人曰。其の馬の討太刀を。其

又^{カシカキ}勁叔とも書く如名加美賀^{カミガキ}岐とありかたふきとを後よ

かうふといひ習したる古実方胡長いりたりありて篇を

以て行成頭^{トノモ}の冠を弁首きゆり行成^{トノモ}の冠を弁首きゆり

司^{ツキ}は冠を取らせりて^{十羽抄あり}冠を^{十羽抄あり}取らせりて

かきつくりはむり^{十羽抄あり}冠を^{十羽抄あり}取らせりて

うゝるの物と云はるは名^{十羽抄あり}け^{十羽抄あり}か^{十羽抄あり}ぬ^{十羽抄あり}か^{十羽抄あり}う^{十羽抄あり}の^{十羽抄あり}用^{十羽抄あり}方^{十羽抄あり}

を^{十羽抄あり}知^{十羽抄あり}す^{十羽抄あり}て^{十羽抄あり}外^{十羽抄あり}の^{十羽抄あり}多^{十羽抄あり}は^{十羽抄あり}日^{十羽抄あり}の^{十羽抄あり}務^{十羽抄あり}は^{十羽抄あり}さ^{十羽抄あり}む^{十羽抄あり}の^{十羽抄あり}説^{十羽抄あり}あ^{十羽抄あり}る^{十羽抄あり}は^{十羽抄あり}皆^{十羽抄あり}誤^{十羽抄あり}也^{十羽抄あり}

一 鎌倉將軍の時代は腰刀はうづらうい斗きとて小刀

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

いふとせむりありて曾我太郎時宗の腰刀の形を兄

或書は柄の長さハ人立て耳の中より是の如く柄の
長さハ云々新太刀より長巻と云々戰場に人馬の足
かたりたき倒れおち切多きをまきせし水ハ刃を磨くに
及きしこさやもあきし柄を長く片手巻より柄を
ともちし石突あり 其刀ハ
列あり
野太刀ハ右より長太刀の如し

一 糸巻太刀ハ柄下令襦錦ありて巻て巻糸ハ平紐之令具
皆赤銅ナリ地之カブト金サルテ何リサルテは徳を通す黒皮之
ウデヌキ何るべし目貫家の紋やきつけ瑞赤銅と令置懐
をけけ葵瑞之家の紋を金と付し鞘黒塗家の紋を付

也帯取の柄口より二、三は柄をみたる切れをけけ
其上を柄と同一糸を渡り巻をまきしセメカ子三ハ帯
取ハ塚本又ハカンタウニタクボクの時ハ帯取足間ありし
を黒皮とし紐ひらきし芝引モヨセ何り毛を糸巻
の太刀と云也武太刀より軍陣より太刀也

一 武太刀と云ハ軍陣より太刀の悪名之世表末の時より傍
太刀前儀太刀衛府太刀ありし終とぬる武太刀と云

一 草巻太刀 カハミヤ 皮裏又草裏 同シ草ナリ 鞘をかき草を包みし紐ひ
らくし太刀之皮の上を金物何り柄黒塗之皮の上より

つくり巻何り唐富記巻七文安元年八月一日丁未ハ教部礼

貞丈云黒太刀ト云ハ柄サメヲカケテ黒クスル柄マカズ目貫ノ家ノ紋焼付也マクハスリ家ノ紋ヲ付ル也金具皆赤銅ニテナコ地ナリ鐔ハアツヒツバ赤銅家ノ紋ヲ付也帯取赤銅ノヤウブ華タクボクノ時ハ足間ニアタル所ヲ黒皮ニテナヒクム也是ヲ黒太刀ト云又黒作ト云同シ事也

貞丈云白太刀ト云ハ柄サメ銀ニテナシ付也シテハト金柄ギンチチサニテ柄巻ニ目貫キニテナ家ノ紋ヲ付ル鐔ハ葵ノギキ也家ノ紋ヲ付ル鞘モ銀ニテ包ミテホリ家ノ紋アルニ金具は目貫ニテナケボリ有帯取シマウグ草タクボクノトキハ足間ニアタル所ヲ白地銀欄ニテ縫ヒクム也是白太刀ト云

進上宮御方御劔一腰皮裏き 那須と一宗高う太刀
今も那須の家を傳へて在る草包の上の刀也

黒作太刀ト云ハ御成身故家ニ云黒作太刀ト云の端が
ぬりつむるとい合具も赤銅とい塗合具といもさや
ぬりもやつゝハさめとい糸といも草といも巻ゆりとい
おひとりハ志やうハ草たうとい仕ゆは是有もまきいハ
い毛を黒太刀とい

白太刀黒太刀のより宗五大双紙ト云のより太刀といのり
單の巻糸ト云下といひの白きを腰より上といのりをし
して是を黒太刀を名に 畧をきいた太刀ハ白太刀といつ

きやとも白ト 貞丈云白トハ銀ト 銀ヲ以テマムナリ つの銀の折きあむのありあ

をきくト 貞丈云あのみちうら 又折を白太刀ハ黒太刀といきや
ぬりおとつゝのきめをうけて黒くぬりかあご志やうといのりけ
がりけがり 形のとたより 目貫我家の紋をきつけ
きやト帯とい志やうハ草是あいまつゝのりもすうぞ毛を
くら太刀ト云うぞぬき入へといはあといきとたは太刀
折刀ぬりぞぬき入すといは

本阿弥の刀劔の目利ハ御治の正作う否を自利とるあり
け刀ハ快く骨の切多や否を自利とるハ那須本阿弥の目
利とて拙れけり正作あみ骨の切多とるもあハ研を

う研す時又鉄の鞞固めてたすきく研めさきく依り勢湯
 は漫く又ハ藁火を焙りて研たす刀之本何れにそれをえらぶ
 半あきり又ハ見あて知りれりも知りぬりては極れを出
 せられあつて又疑しき物をも視合を伴のめく出せば正れの
 極れをききて畢竟極れハ刀をきき対の徳接りたるもの
 兼てハ実用ハいさかて切て試み能く骨の切る刀を定ま
 せりて本何れが極れを頼りていさか
 一 近比^{ケサウ} 刃相とらるるもや出たりも刀の吉凶を定めきま
 りあき極不相應を占ひ考りて何の益もあきりてされた物
 いまひ出る人あつて甚信作さるる心正直すて躬の行正

一 是き人の凶刀を奪るといふも禳き心邪曲すて躬行正し
 かりきる人の吉刀を奪るといふも福成るありて吉凶禍福ハ
 天命之刀^{コノカタ} 劔^{コノカタ} ちとの関^{コノカタ} ありてあきり心術躬行の正邪より
 て吉凶禍福を招きありて

大小ヲサ大車太
 田備中守作信
 長記天正六年
 上月廿四日藤信
 長公ヨリ御太刀
 贈物并
 馬皆具共二
 拜領云々此頃
 ハ太刀格ト云
 名目アリ

一 今世の古ハツカ刀^{古ハツカ刀} 尺^尺 服差^{古ハ短クテツバハ入ル物} 乃両刀を相添て
 帯^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 此より人信長考
 古の時代^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 戦國の時より始まるて或考^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 肥前國就
 造寺^{大名の} 太閤^氏 隆泰^氏 して此國は好^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 考者^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 何といひ
 たり時秀吉公就造寺より作^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} たりて對面^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 我等
 等々の信道具見せしとて則就造寺を連^{古ハ腰刀一ツサシテ太刀} 之を

太刀ニ脇差ヲサ
シフヘシ事大内
義澄記天文廿年
金作ノ脇差ニ太
刀ヲテハキ玉
フ云々天文ノ頃ハ
太刀ニ脇差ヲテ
ハキ玉見エタ
リ

上ノ脇差少も就造寺ノ氣つひあく刀脇差をぬき就造寺を
持（き）ゆ（）作（先）へ（）上（）脇（ひ）〜（）就造寺持り大中持ち上り
脇（ひ）〜（）又（）妻（）古（）那（）惜（）小（）林道妻台命ヲ
使攻岩付城中畧大權現使者奉多豊後守廣孝奉余（）共二
攻城有戦功秀吉感之賜羊皮羽織及金襴脇差（）其
耐既ニ禪（）を（）入（）る照差あり是等（）を（）以（）て考（）る（）大（）小（）を（）き（）て
半ハ信長秀吉の時より其の風俗（）〜（）好（）より（）以
前（）ハ（）け（）り（）ナ（）〜

一 大太刀ぬくる大太刀ハ背（）ノ背（）ノ物（）モハ敵（）ニ對（）してぬき合
せり物（）ハ遊（）合（）戦（）物（）オ（）ハ背（）ノ物（）〜（）ぬき合（）せり

きやまハ背（）ノ背（）ノ物（）〜

一 金襴カナツルの太刀（）ノ多（）水享堂町行幸記（）ニ云（）之（）糸（）少（）將（）ニ織物

三重涉太刀カナツル燒付燒付金襴益涉馬月毛と何（）下（）文（）ノ合（）り（）と（）も

書（）を（）何（）か（）つ（）む（）と（）ハ金襴（）ノ多（）則（）朔（）を（）作（）り（）合（）を（）や（）き（）付

た（）〜（）源平盛衰記（）ト云（）金襴（）ノ太刀（）と云（）何（）れ（）此（）何（）つ（）む（）ノ物（）也

一 白（）き（）〜（）ち（）〜（）金（）ノ太刀（）を（）ぬき（）〜（）則（）丸（）鞘（）ノ多（）白（）と（）ハ襷（）を（）云

き（）〜（）ち（）〜（）金（）ノ太刀（）を（）ぬき（）〜（）則（）丸（）鞘（）ノ多（）白（）と（）ハ襷（）を（）云

襷（）と（）拍（）鞘（）と（）〜（）一（）〜（）包（）〜（）た（）〜（）を（）云（）〜（）前（）ノ丸（）鞘（）ノ糸（）見

合（）〜（）〜（）則（）白（）太（）刀（）也

刀（）ノ多（）〜（）金（）ノ多（）〜（）た（）〜（）人（）ノ多（）〜（）時（）〜（）人（）ノ多（）〜（）聞（）自

維新八東山殿
 時代ノ人永正九
 年五月七日卒
 歳七十三四代目
 光乘八元和六年
 三月十四日卒歳
 九十二

此名目古代の物にせらるる條にけり書云云方格の腰の
 の糸目貫丸の内つゝ相焼付の并志やどうみ焼付
 又柄の内を志のめさのめくあり相を焼付の小刀
 つりこりぬる見ありきく是れ目貫の并の相目物に付
 とも旨なせりし小刀柄の妙法はなせられが古代目貫を
 并とて目物はありとあれと小刀の別ありて既の後
 室の祐乗宗乗乗真比之代の作は目貫の并と一品
 揃ひもはまきとるりしつり光乗より以来は目貫の
 小刀の柄は品物なりしと云説ありされは元龜天正元和
 の次もや之柄ありしとあり

武藝之部

一 躰拜タハと云事ハ大的のふ限る大追物の躰拜は並志の躰
 拜やめめの躰拜とも云又寶言兵監ハ帯佩とも書
 躰拜ハ射禮法或の事その世正月十日涉弓場始の大
 的の事を躰射的といふ人あり何やまの此弓場始の大的
 なる本文之又大平的といふありしゆあやまり之太平的と
 いふもの一向にあき名目也其に何藝といふも武藝の或
 をせらるる躰射とも云

躰字は任云
 小松内府評判
 系ニヤウギタイ
 ハイ云く又於藝
 秘抄鞠ノ系ニ計
 記云く大平
 記書ニ云る一
 躰

正月は弓場始の天的の時を太師の
弓太師トハ初一番ニ大前ニ
出テ射ル人トハ号上ニテ
作 兄矢ハ天下泰平の矢才矢ハ國土安穩の矢とされハ是を
 射とんしてハ凶と云況あり天下泰平の矢國土安穩の矢
 あつて云ふハ一ハ其由はあきまらる古傳の書ハいふ
 事ハその矢あつてもも守れても吉凶ハあきまらるる射
 手ハ射多ク天下泰平國土安穩あるよりてその儀儀ハ
 射させらるるハ此祈禱の爲メハあつても此祈禱ハ射
 手ハ奉射の天的ときハ阿ハ奉よりん吉凶を云
 事ハ阿ハさば然れとも云々の事ハ吉凶をいふ事ハ
 あり候る也

賭射ハ賭物ヲ左
 右ニツク置テ左ノ
 方勝テハ右ノ方
 ノ賭モヲトル右
 ノ方勝テハ左ノ方
 ノカケ物ヲトルハ
 後世ノカケ的モ
 是ヨリ起リタリ

昔ハ賭射と云ふを今ハ射的と云賭の字をうけ射と
 ようてかけ射と射多ク古ハ弓矢弦のかけ射をうけ
 物又出レ後ハ多目をも出す事ありたると今ハ多目
 ハヤハ及合字ありを出レ射ハハかまはずして云ハ
 射多クを云へ中をもまわらけ射を云へ射一
 として情楽の射ありたる
 一 犬の時と旧記もあるハ犬追物の射といふ事
 一 大具足ある射手小具足ある射手と云る旧記は云
 大具足あるとハつよき弓をひく射手小具足とハよ
 弱く射の射手と云へつよき弓あれハ矢もめく事

よハ弓あれハ矢もわくころハ一具是と云ハ射手具是と云
射手の持ち道具の事弓矢を云

馬上のニッおと云ハ流痛馬笠掛犬追物之武雜記云ニッお

乃拵と云ハ流痛馬小笠懸口傳小字除テ
見一平小字ナ犬追物之志るを近代

ハ中級と云ハ稀あり百犬笠懸歩射をニッおと云

カキタテ
歩立のニッおと云ハ大的草鹿を扱ハ拍子と云傳は弓を

ニッおと云ハせんを射と云ハ大の馬上歩立のニッおを云

五ハおと云ハ武雜記云ハ鹿を扱ハ笠懸犬追物歩射を是を

弓扱と云ハ何れも是も亦弓之歩射と云ハ大的小的

を云ハされハ是も亦弓之又ハ笠懸小笠掛を扱ハ犬追物

歩射を云ハおと云ハ

歩射と云ハ騎射と射と云ハ是也カシヤハ射ハ大的

小的草鹿圍扱ハとの扱名之又歩射とハ別也

騎射と云ハ歩射と射と云ハ是也カシヤハ馬上を射ハ流痛

馬笠掛小笠懸犬追扱ハとの扱名之何れも是也

是也享保以来將軍家又ハ騎射と名付て是なりを云

扱扱を云ハ是也是なりを云ハ是なりを云ハ是なりを云

ハ是なりを云ハ是なりを云ハ是なりを云ハ是なりを云

保の將軍家の所作也其式を定て小笠原家ハ此類

ナありて是也是なりを云ハ是なりを云ハ是なりを云

貞丈五串八越つもの
上まきく申矢を
ひけ申し申矢を
へ申し申矢の
電的の書云五成
の時数す百串の
寸法のみ志の并
上の法をよめて
さき尺二寸を
あつぬし約百
さく尺をけりて
尺一を申す又
さき尺をけりて

貞丈云矢数を
すハ弓太郎の
之申を掲るは
序の法ニある
中文の書に
いふ所をこれ
こゝに

百串の百成八
成狩り云矢
ありて矢
数二百多
百成矢
十成矢
を本に
五十名
と云名

引目と云も老よ回一心

圖的の時数極は数をさする不並東光法の弓の記よ
數つものよハ昔ハ矢をさす數をさる近年矢のをさす尺
二寸もさる悪くぬりて矢數をさるさやの時ハ串の本を
的よひけも矢の時ハぬりての方へ向けてさすは一尺秘
事之百串の的もヤ百串射るより射のあつては極は倍
さく矢のくハ矢不どの條件にぬりてハ射のさる方
をさくさるとかくの時出張記ハ云數つもの云ハ射
の時ぬりてさすよりての名あり弓太郎の役もて
條件を長サをさる二寸も切て悪くぬりてもあり

ぬりぬりもあ射へ一前後ともぬりぬり後のきこた
五寸もさるもやとやにさる極智の前後とも同じ
秘説の書に極は載る不ぬりある射の時極は
親成をさす矢丈換るさるの記ハ數のさる極を記して百串の的を
ヤとあり記す出張記ハ數の串前後ハ五寸もさるあり合てる
是も五十串のさる五寸もさる又矢數の串を五寸もさる抽出
置ある一ハ百串ハ矢數百成一ハ射ハ矢極も矢數の串ハ百
へ射ハ十人ハ十串射る時ハ大的ハ百串の弓獲極は
あり
百串ハ矢數百も五寸もさる云矢あり
信ハかき百串をさるも一
數極ハ矢數をさる極極とさるさるのあは砂をさる

九、いかに笠のこま〜つまよ〜あふ〜つ〜大的の書(鳥)

 鳥を射ふかけをいせると云る、何ういせるとい雑子銃をい

 への書といぬ、特記にいへり、此等の書ハを鳥の

 あらうを馬を乗りまひせむと云る、地よけをいせむ

 異々射をいかけるといかけをいせむの書といかけり

 へを射むといせむいけむといせむといせむ射をい

 一 大的ハ徑五尺式す、小的ハ徑三尺式す、半的といふハ大約の

 半分ハ徑三尺式す、半的ハ畧儀の物也

一 小的の書ハ鬼の字をある本式ハをいせむ、大的ハ鬼の

 字をある、大的小的同く、一説鬼の字をいせむ、惡魔を退

治も心と云ある説ハ小的の裏ハ鬼の字をいせむ、甲

 乙と字をいせむ、鬼の字ハ、たも、おとと云ムハ元の子の

 畧字ハ射甲の矢数甲をいせむ、おとと云ハ其あやま

 里あやま〜おとと云字ハ鬼めけ〜鬼めけといふ、又的

 射ハ射甲甲をいせむ、何と甲をいせむ、いせむ、いせむ

 矢數十の射甲ハ、矢をいせむ、本ハ大的ハあり、是甲をい

 せむ、いせむ、いせむ、小的も同意也

一 屋敷のハ三流あり、小笠原武田三浦をい射甲をいせむ

 小笠原山城を説ハ屋敷のハ三の流ハ矢の出、おとと

 之三浦のハ矢をいせむ、出せむ、笠のハをいせむ、

 笠のハをいせむ、おとと

矢をつつふ時矢をさうし出して
矢のまを突切らるゝ由也

武田やぬさの先へ矢を出さし
馬の耳を切れとて 矢を先へ切つて馬の
耳をつき切らば 小笠原やぬさの矢を

とげし 由也 矢をさうしして
さつて馬の耳を切らるゝ

とぬさ 小笠原 遠のりやぬさの時矢のぬき出は矢

まひり 三ツ矢十九へ三ツ組十八別 矢のぬき出は矢

の矢のぬき出は矢 矢のぬき出は矢

の時かづ 矢を三ツ腰 矢をぬき

ゆ 小笠原 伊勢国州田日記云ぬさ

た 武田 矢をぬき

に矢をぬき

一方の矢をぬき

流のちひたる

矢ハ中の矢を武田ハ入る

切といひて矢を上る

矢を當てる

よぬさ

矢をぬき

の字をぬき

源同事

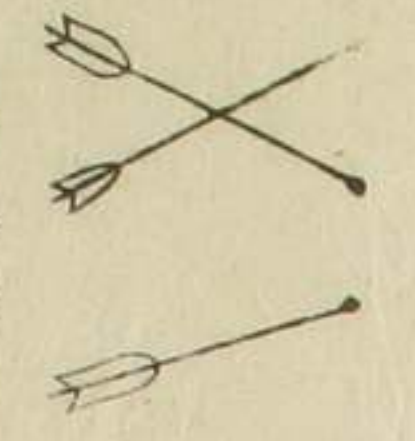
源同事

源同事

源同事

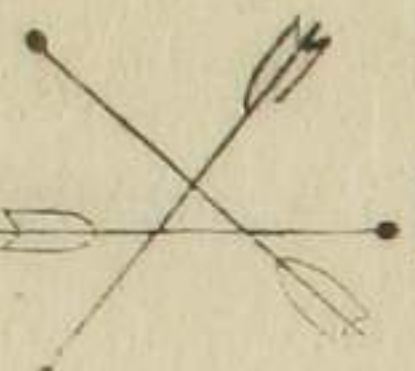
源同事

源同事



武田武田
小笠原遠アリ

三ツ組ノ矢ハぬさ
見ハ三ツ共槍也



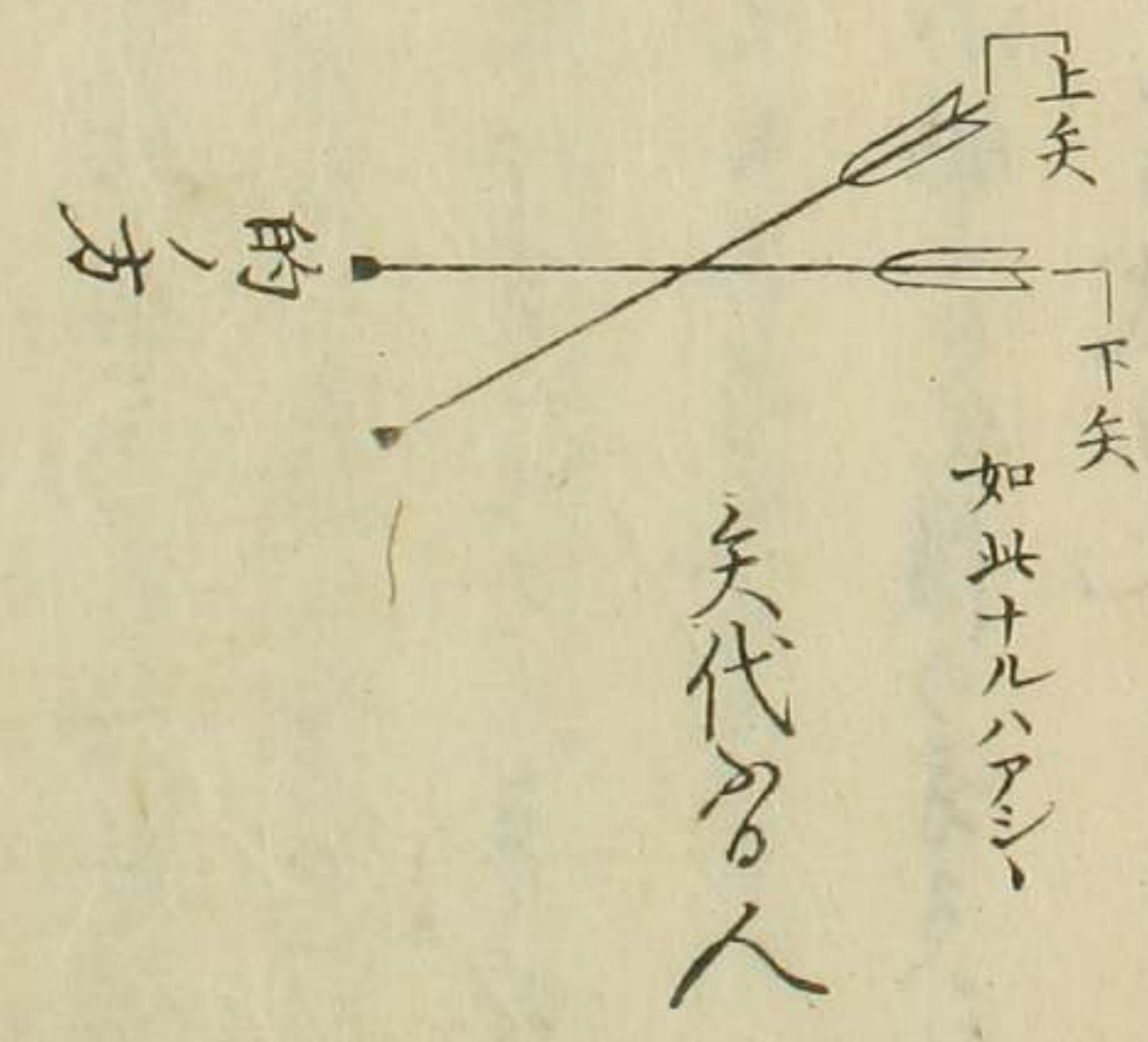
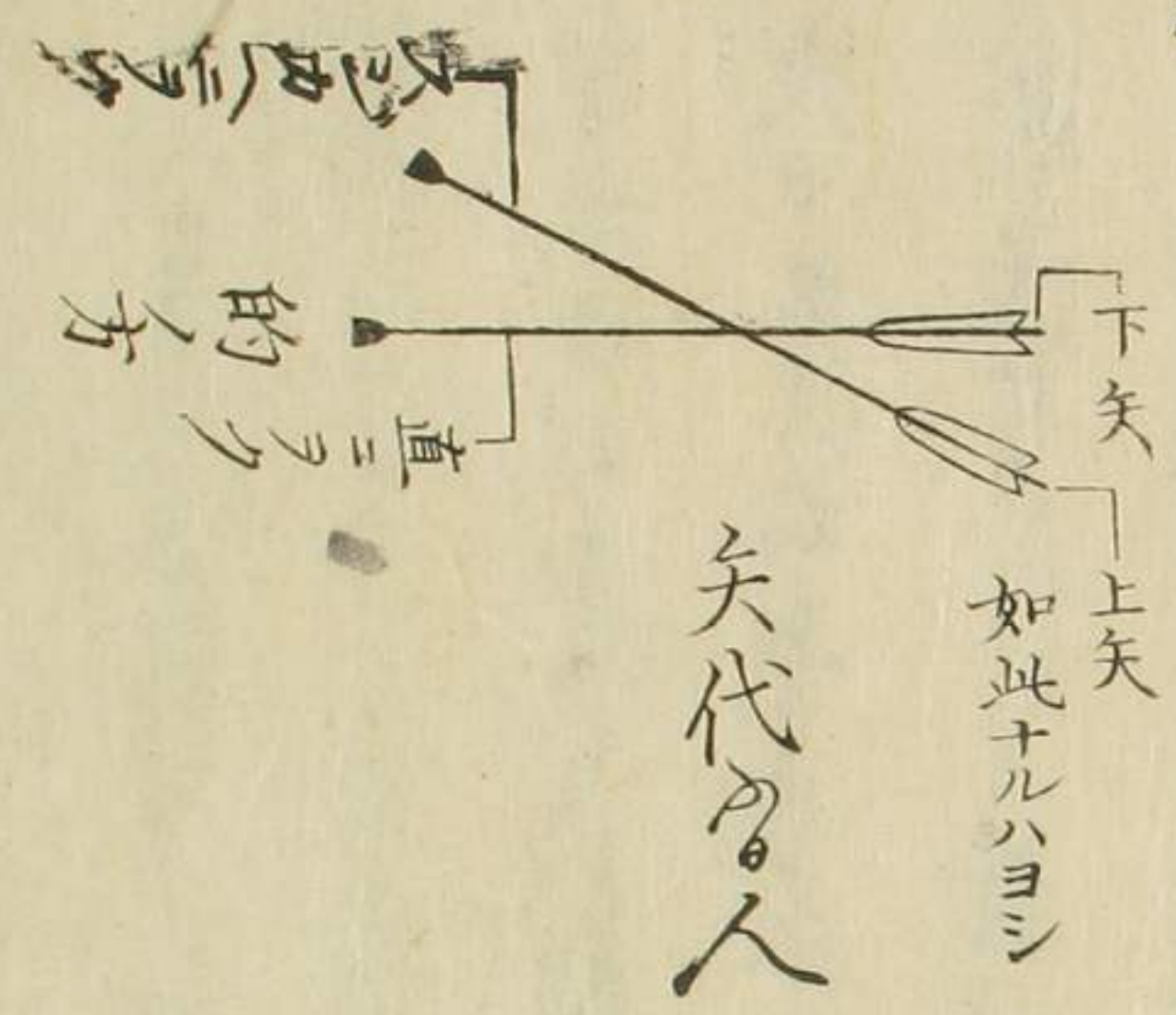
何レも能キ矢ノ時
ノ事共ニ日記見
タリ

東鑑ニ笠原遠
笠原トアリ小笠
掛ト遠笠原ト
ヲ云ナルヘシコレハ
小ノ字有テ子ナル

〇東嶽卷卅四
 令若草寺射
 遠笠懸
 其次に射手は性
 名ヲ記シタル下
 二ハ笠懸射也
 有テ遠ノ字ハ
 之笠掛トハカリ
 云ハ遠笠掛ト
 ナリ

遠キ昔より始り心之る場酌百歩との遠キと云るも
 此等ノ是秘多しと云傳平ノ昔遠笠懸計りて小笠
 懸と云へたる笠懸と云へて後ハ小笠懸始りしより昔の
 笠懸ハ遠の字を付て云へども此れぬるも又遠笠懸ハ小笠
 懸も同し此れありしよりて此の懸名を笠掛ト云へる
 一 此のりともハ犬馬おとの足あを云犬追物の時ハ疏の字を
 用笠懸の時ハ疏の字を用いしよりとよむハ疏も此も
 同しあるれども此等別々大的射拜記の末より云へり
 一 矢代々の時上矢の笠懸圖的記ハ立歩書ホの邊ハあや
 かりて射手方圖書の流矢代記の圖ハ正安ノ下矢を

先あるも並て上矢をハ下矢の上よりもちりて上矢の管の
 方矢代々の人の我あむけて並て是のごとし



一 犬追物笠懸あるの時養目の矢より矢代々のをハ矢代ハ此の
 養目圖と云へ犬追物笠懸の書ハ何れ

下文モトハマキ
ワラヲ堅ヲ置テ
射ルニ今ハコケテ
イハレ

一式の大的と云ハ親式を以て射るを云

一 淨而的と云ハ將軍の正所を射るを云武の大的也

一 矢沙法と云る犬追物並掛寄物のたぐひはあるも是ハ

二人も三人もあつたる時備ある時アタリハシレ中外を分ける也

一 どうゆひと云ハこのまきまき等のるも馬故実と云るゆひ

と云るハ本式ハあき物之何と云うてはもるもかき

大サゆひあき物又何と結てもる昔こき

一 射法けの小的と云ハ法づるハ小筋ひけ後の方ハ的を

を張て射るを云つづるハあぐちの代り也

一 法づると云ハ縁こつと云物をひらき引ひらき引ひらき引ひらき引ひらき引ひらき

夫木抄ヲ教ニ倍
横組匠ゆらの
つづるハあき物
と云るハあき物
と云るハあき物
と云るハあき物

故実ハ云法づると云おのる縁こき引ひらき引ひらき引ひらき引ひらき引ひらき引ひらき

と云てこらちを射る物之高サハ三尺斗長サハ二尺斗

一 射二所繩を結てこれを射射とも云

一 射引と云る射ハ弓を引るを云引ハ弓を引る也道照思

一 相撲ハ軍陣の時組歩の爲ハ武士たる志ハ勇ハ協ハハ

やゆらも武藝あれるも是ハ太平の時禮忌スる人をとら

ころを以てあてをとりて人を以てあて勝つ術之軍陣ハ

禮忌する所あてをとりて人を以てあて勝つ術之軍陣ハ

表裏を以て人を以てあてあける所戰場の用は是也河津

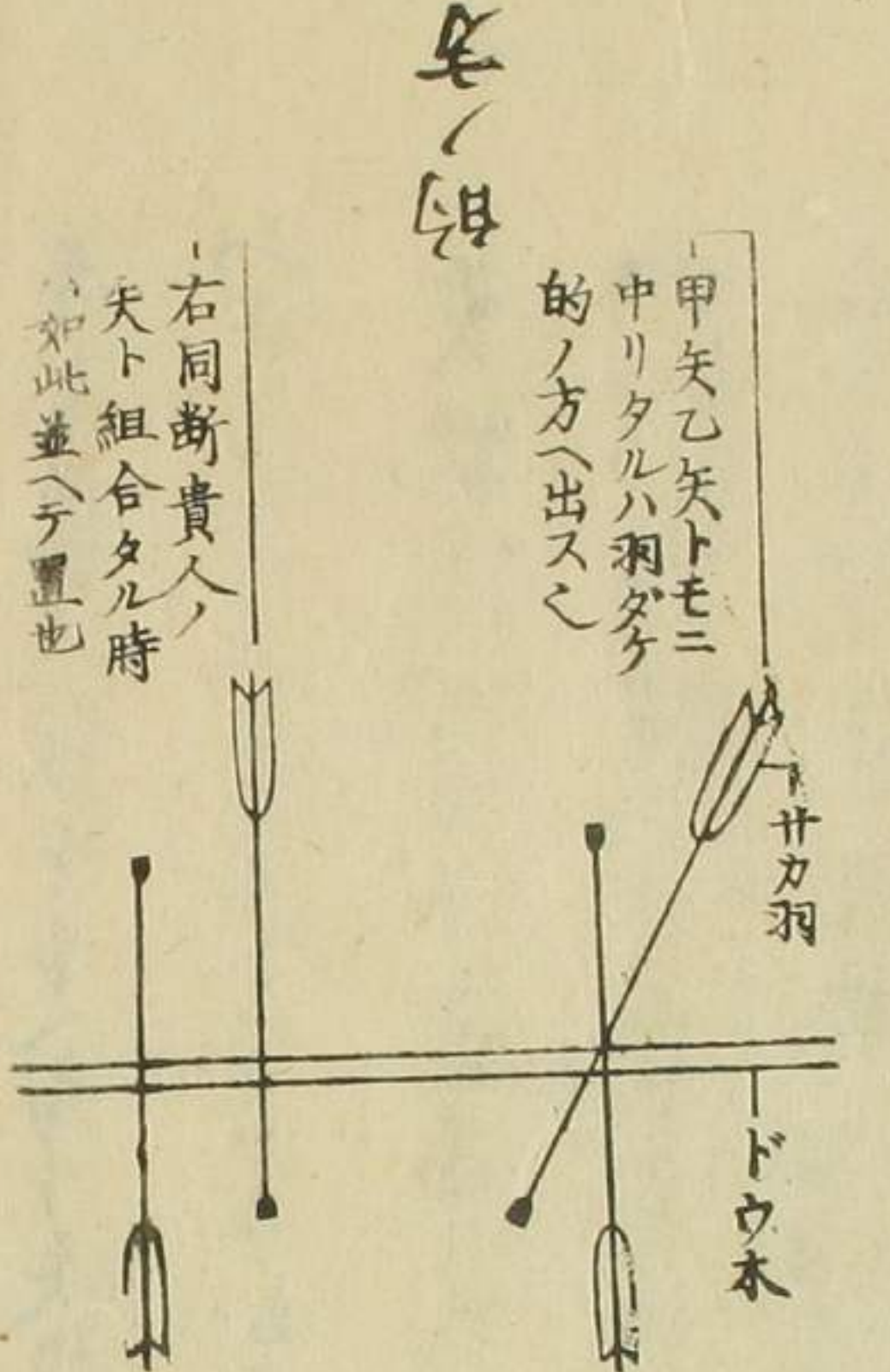
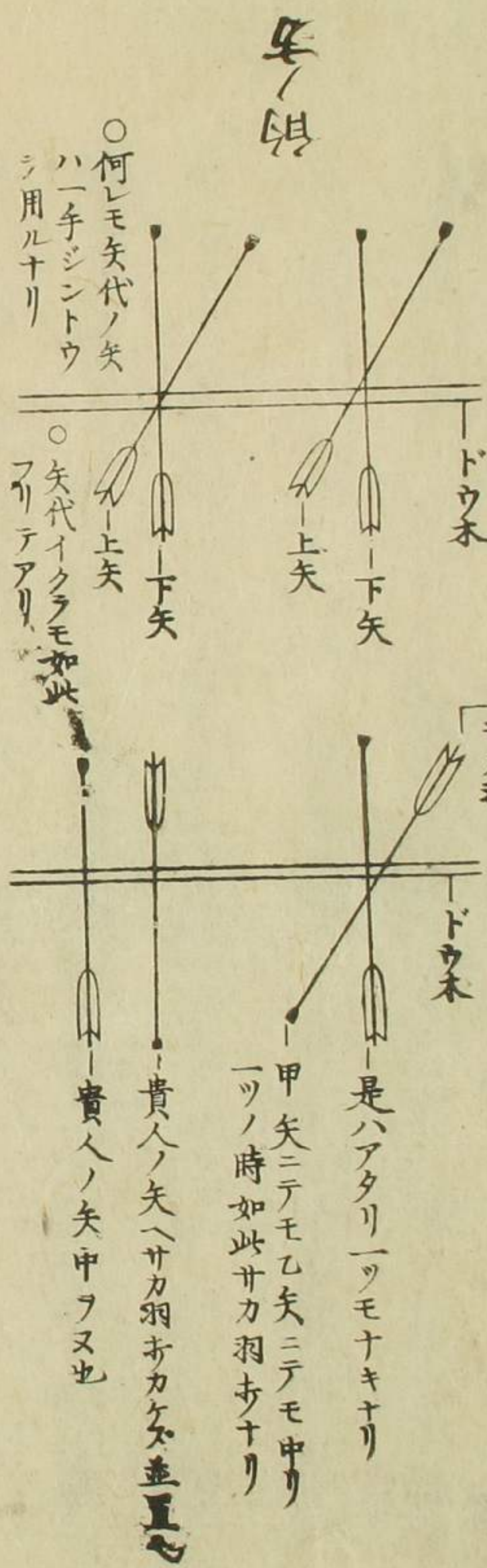
龜大曰東鑑卷四
十五云于時相州
被申云近于武藝
發而自他門共好
非職才藝事已
忘吾家之礼可
謂比興然者弓馬
藝者連可誠會
先於當座被名
次相撲勝負云々

服野を初め古の武士ハ相撲をとるゝと云ふ事
京師將軍時代よりハあきまゝに相撲ハ上古よりありし
古ハ禁中にて相撲の節會とて毎年法國の防人オキモリ
めし七月廿八日廿九日の日天子相撲を御覽せしれし事
あり江家次第ハ其儀式見えし事
お撲の節會とてお撲と云ハ立
ち合はせし事なり其の節會は短
き袴をきし事申す行きの袴のみならず
土佐光忠も其の節會時代侯爵御陣
おとがお撲ハし事ありし事なり
おとがお撲ハし事ありし事なり
本監の中不々ハ武士お撲をとるゝと云ふ事
弓馬お撲違者と云ふ事同書十九日弓馬お撲違者と云ふ事
馬は若くハ藝事

射的の時矢代ハ道相のりる儀射的次第云矢代の前ハ射的

弓を横へ弦を下へ矢の本をぎの下をたると逆事と云ふ
つききて上より下へ射し事ありし事なり射的ハ貴人或ハは日の
貴院のハあつた矢ありハかけて並事
真丈云うけて並事と云ハ
矢の上より下へ射し事なり我矢
をうちし事なり 照ハあつてくちへ射す事ありハかけて並事
真丈云甲矢乙矢と云ハあり
し事なり 乃射ハ何の矢より
羽の射的のうへへ出さるゝ是ハ二弓立の上矢代ハ射的の射的
下矢代ハ勝負ある事知れし事なり羽ある事ありし事なり
三弓立より二弓の下の矢を射し三弓のハ是も勝負ある事
知れし事なり射的ハ是も射的
真丈云二弓立ハ射手何レモ一度射テ
勝負ヲ定ル也二弓立ハ二度射テ勝負
ヲ定ル也三弓立ハ三度射テ勝負ヲ定ル也上矢代ノ人一列下矢ノ人一列二
射テ上矢ノ方ト下矢代ノ方トニワケニナリテアラフニ射テ矢数多キ方ヲ

勝トシテ賭モノヲ
勝方ヘトルナリ



此方射子ノ立所也弓下ナリ

小的事書云他流ハ一手射矢
ノ共ニ中リタル云
下矢ニテモ
亦之更ニ心好ぬ候ノ人ノ矢中セ
亦てハ又人の射ニ
時ハいつ亦べきと候イモれず
一手射ニバ一手仕候
何をつひてさう羽ナリ
一手のさう羽とて列の候
つふすて
真丈按羽をひたるは
右の墨の趣を用べ
一 小的の時書を携つと云ふ
あるを云ふ
ある人
矢代をさうあるぬ人の賭相
カケモ
とり集りて昔ハ公堂を
て廻りて賭相を笠の内
に入れて持廻る候
あるぬ字を笠を
持つといひある
大猷院極内代
犬追物
保年中嶋津藩
守光久武州豊清
郡守府

犬追物ハ犬ヲ射スル
 斗ニテハ中リニテラス
 射マウ夫ノナス所法
 式ニ連ハ中リニテラス
 ツカヲ引ノコセハアタリ
 ニテラス弓手ヲ射ス
 馬ヲ馬手ハ折リ馬手
 ヲ射テハ馬ヲ弓手ハ
 折ル法ナルヲ馬折
 リ様違ハ中ニテラス檢
 見ニ夫所ヲ問レテ夫
 所ヲ答違レハ中リテ
 ラス繩キハヨリ外走
 リ出ル犬ヲ追テ行ク
 時繩ニ添テ馬ヲ出サ
 レハ中ニテラス法式タカ
 ヒタルヲアレハ犬ニ矢
 中リテ中トモ中リニハ
 ナラザル事也カレハ大
 犬ハ中ニテカキナリ

引年事高忠ノ書
 見エタリ犬ヲ追テ射
 ルハ犬キハ追馬ヲ乗
 ヲテ近クヨリテ射
 ル也遠ヨリ射ル事ハ
 ナキナリ遠テ走テハ
 ハ遠テハ物トテ射ヌ
 一也上手ノ古射手ナ
 トハ時ニヨリテトヲ
 允物ヲ射ルコトアリ
 マレナル事也犬追物
 ナ古昔ヲ見テ可知

是迄ハ中リ以後ハは未絶テあり享保の以
 有徳院極所この武藝ハ再興ありは近習の士
 命一隊ハ犬追物の勢古とせしれ一隊のありハ自
 中ありハ成然せしむこと少侍も又酒井雅楽以忠奉
 厩橋の城まゝ一隊彼地ハ法古とせしむ馬
 とも中リありハ自中ありハ勢古成然せしむ
 雅楽出所お侍せしれ一隊又云犬追物の勢古ハ先馬の
 氣を急ぐことおびし癖ありしを急ぐみ用なる事一
 一隊馬を訓練して人より先するは犬追物を教へし
 一犬追物の時の馬ありハ一隊古書の趣を以て急ぐ

勢古古よりハ本式ハ射るは十二騎一隊ハ勢古古よりハ
 一隊も中リハハ射るは急ぐハ成然せしむハ勢古古
 の時兩人よりハ我馬の厩より一人の馬の隊をおさハ馬
 かけハ繩隙の馬の急ぎハ始て急ぐこと一隊ハ急ぐ
 能事らみて後ハ射方をおさハ始勢古の時ハ引年
 一隊物を人より引せて射方をおさハ急ぎ也始より本式の
 一隊ハ大勢より急ぎの犬を射る急ぎハ一隊ハ急ぎ也一隊
 一隊勢古成然せしむハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎ
 一人ハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎ
 の急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎハ急ぎ

太平記卷八持明院
 履六波羅王行幸ノ条
 ニ云クモテ十文字ヲ
 破リ追物射ニ射
 ンテ候ハシ云同世
 三玉岐頼遠御幸ニ
 參リ合糶糶ノ条ニ
 云何院ト云カ大ト云
 カ大ナラハ射ヲ落サ
 ント云マニ御車ヲ
 真中ニトリコメテ馬
 ヲカケヨセ追物射
 ニコソ射タリケレ

一切のもの射は射をくさるおんおハ追物之馬を
 地を走る獸を追ひて身をきくは射多るを云牛追物
 犬追物もおんおくおんおのくさるを云おんおのくさる
 源順の倭名抄馳射の二字を出して今按信云於年
 毛乃以流と流たり源平盛衰記卷母一小平合戦の条
 に昔ハるを射るはず近年ハ敵の遠習ふけせハ馬の
 太腹を射く主を騁ハ子ヲト落く主あつんとせりあを射物
 射よはるはと何り佛の字ひまのるとよむ字之馬上と射
 る前ゆ地とまると地は後例れたる敵を言上より射るは
 おんお射は射をくさる牛追物犬追物の
みく射む又盛衰記甲二の卷

尾將合戦
 の条ニ
 自然に追物射は射る又回卷
源平ノ條ニ
指信
單の條ニ
 追物射はこそ射くうきくもまうり

一 神功皇后ニ韓をせめ亡く給ひて此等の海を以て懸石の
 海ニ彰羅國の大玉ハ日本の犬と字を去付たより
 よりニ韓せめを表して犬追物ハ給りといふ説ありは説非
 也用魚の以神功皇后ハ仲哀天皇の后ニ仲哀天皇の
 法代といハ日本ハ文字といふあやまら神功皇后のハ腹
 やとも給ひし由子の應仁天皇の仲哀天皇
の由ハ代はよて百濟
 國よりま仁といふ儒者日本へ返りて文字を教へけるより
 して始て日本ハ文字あり神功皇后のハ阿ハ日本ハ

騎射秘抄ハ義
満公頃ノ書也
犬追物目安ハ小笠
原信濃守貞宗
ノ書也

文字ありし故その録し文字書物なるのいふこと

一 犬追物の始りたるありし事深あるは騎射秘抄序犬追物目

安言忠少書等ハ實朝公の時始り申さるる東鑑も

頼朝公の代兼久四年二月六日の記文に始りて犬追物の事

記し之を後承くハ犬追物の事云元うかの二月六日の犬追物

事ハ日又始りてありし事見元むおもありし事ハ

實朝公の時始りてありし事實説のされも東鑑の實朝公

の時代の記文ハ元元す東鑑も記し漏り奉りありハ

實朝公犬追物始りてありし事記漏りハ

實朝公の
御代に
實朝公の
御代に
實朝公の
御代に

騎射秘抄 犬追物ニ云々ハ 鎌倉時代遠くハ世の書

あれハ實朝公より始りてありし事ハ

又曾我物語ハ云々ハ

しとてハ

と何り

犬追物ハありし事ハ

代ハ記したる後ハ

書る物ハ

一 諸ハ

書るハ

かゝるやうにして
つのもつとも云

長本の近代志士たるは古代のゆがけをえんふ
大ゆひはなびしきをさうしてさうなるあしき大指のまじりな小き
筆を外よりあてさるゆり又筆をあてさるゆり筆をあてさる
ハ矢筈をつまみし射るゆり又高忠少書は頼朝大将の
は射富士の惣持の耐久く精をこころふより大ゆひと
くまゝゆひの筆をつるゆりあてさるゆり矢筈を射る大指と
くまゝ指のゆりなをこころかを 別の筆と
いふゆり 大ゆひはなびしき始りゆりな見さる
是をいそ考ふる古の大指と人きゆひをいそ考ふるゆりなを
てくまゝゆひを強きゆりなを引くゆりなを大ゆひとくま
くゆひの筆をつる強きゆりなを引くゆりなを古き強き矢筈

をつまみし引射るゆりなをさうしてゆりなを人きゆひゆひ
を大ゆひのゆりなを引く射る古画はゆりなをゆりなとゆりな
大さく指中指を大指のゆりなをひけは矢筈をちりてさる
るゆりな行ゆるゆりなありさるゆりなゆりなゆりなゆりな
筆をゆりな練るゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりな
つまみしゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりな
理あり後代とゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりな
同遊ゆりな指南ゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりな
をゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりな
てゆりなゆりな強弓を引んとゆりなゆりなゆりなゆりなゆりなゆりな

差矢ハ古代ナキ事
ナレ馬故実云
當世 天文永録さ
ノコロセ
一夫ふくや
んちう矢と中
人の矢ハ制の限は
あつた

を大指の既なるけり引るを志出さる古ハ三十三箇堂の
通矢もあつ各力量お應の弓を用ひて不お應の強さ
を無理より引るにあらうしてされハ矢筈をさるふ人さう
ゆひをゆめ大指を合せて矢筈をつまみさう指を強し
かけて引きこゝ世の人めげると引よくと思ふハこれとも
古代ハ此初學の時より引るひこれの引たきさりある
應うふひ引やうを再具せさるる
強弓を無理より引けハ
弓は引たせられて後身
のかまひつれて矢勢より、矢めりるゆゑ弓を
我あつてひのきり射る方お細るのあきなり
 一 軍陣の時氣をさるとさるる氣さつておハ雲もあつて
 烟もあつて敵身方の入敷の上は自然とまの行の氣さ

け氣は指くの形あり吉凶あり是を見らるる大秘傳にて
唐日本さうに軍法の書は載てあり傳授を文とさるの目
すハいんえ傳授をさるる者の目ハ是を見らるる眞丈云
是實ハ此書ハさうあるハ何れハ敵の心をさるるさき身方
の軍兵の心をさるるさうある氣を見らるとあらうけり
さうさるるあらうるさうさうして吉凶をいふさうある眞ハ
素も吉凶もあきさるるあれもさうさるるさういひわけて傳
授さるる受けて傳授さるる解と習てさうこのの時
謀の終はさうさるるハ日取方角の吉凶の傳と同義あり
さうは眞實の足換の秘傳ハ人の心素と孫子の兵法

大將の才もさむす忠臣をいふことと心ひ合ふ

秘のたのまのいふことと人知るまの軍の根本肝要

一 軍陣の時立頼祈禱加持守符夢兆 祇宜祥瑞妖孽

ウラナヒ

占筮是等の事も敵の心をくづき守方の心をいさむるん

うるの謀又用も 名始は是ホの事を問ふるは深くたのま

せし愚将ハ是ホの事を深くたのまもて名將ハ謀の

すめに神仏を仕ふるは 愚将ハ謀つてありし神仏は

つらなること

神佛をいふこといふは謀のるまをまはけて夢兆

はれを神仏をいふこといふは謀のるまをまはけて夢兆

一 軍陣の吉凶の事大將の才智明は 器量大しし行儀正

しく武道をまもるし 憚悪の心深し 徳軍勢大將は親し

たのま上下相合して死を懼しと忠臣の心をよげし 城陣是

ホの用害きまびしく堅固しとまき海あり是ホの事

味方よありし身方の吉く 敵はありし敵の吉く又を

大將の才智闇くして 器量小く行儀正しくは武臣は

うとく 憚悪の心ありし 徳軍勢大將をうとみ上下

相合せし 臆病しと不忠不臣の中心あり 城陣是等の

用害堅固ありしはまきる多し 此ホの事身方よありし

身方の凶く 敵よありし 敵の凶く 此吉凶ハ遠く無し

一 古代精進のいひハ 藤原の事く中古以来 藤原の作法絶るる

たは 守符高忠の神祀記は 精の事か又元より 用害記

月も見えたり 特装束の多ハ装束の都々記ス吾我物語の多
 矢目ヤメのきつと云ふありおの矢目後の矢の入りをき
 里と云ふ誰もみたる穴射む心ありて吾我物語の
 源太と云けやまら麻福の案云白山六郎云けやま
 せせあべてもあり源太々矢目をきりすそを射り
 多中畧矢目ハ二ツもあつたを一二のらんもあつた案云
 さ〜射つるおをとしてこれバげも矢目ハ二ツあつていあうり
 なるさく是権取り射る矢目ハ畠山う矢を射として麻を
 ハ我射りうとして海は及〜をさく揚弓の的の穴へ矢を射
 こみ〜をさく〜もあつた〜心

馬故実云的考
 射の時〜表〜
 大的の〜
 つ〜
 小射を射〜
 射〜
 射〜

一 林じづと云ふハ小的を射る時ハ何れ武田流ハ的の考云
 ねこつと云ふ考ハ及ハ的の徳た〜
 徳の時をさく猫のつハ何れ〜
 の〜依的の徳足〜
 あをのけりて射るおあをのけり〜
 射を林こつと云ふと云俊之是木の依ハ射る案云は左心
 口傳せるすれある〜
 てもあつたあ〜
 多〜猫のつ〜
 少あをのけて立るを林こつと云ハ林ハ藤〜

ハ的の面之ハ的を採せしあそりけしする有森小面と云く

子ユツラ

一 弓を射る耐虎の手を割(手)といひ其の手を割(手)といふ古ハ

カツテ

四つてと云伺ひ元すひき手と云く夫木集巻二十材

本糸供百首後九条内大臣「あつき弓ひきての山の石と

きやう言をちやあてしるんと云ふあり上より引手と

きて下は押手とよめん

一 的の日記はあつて射をするふ今の果をくろくきををばらぐれ

とく白き中よりしてとくをあらむと云く室町將軍の時代

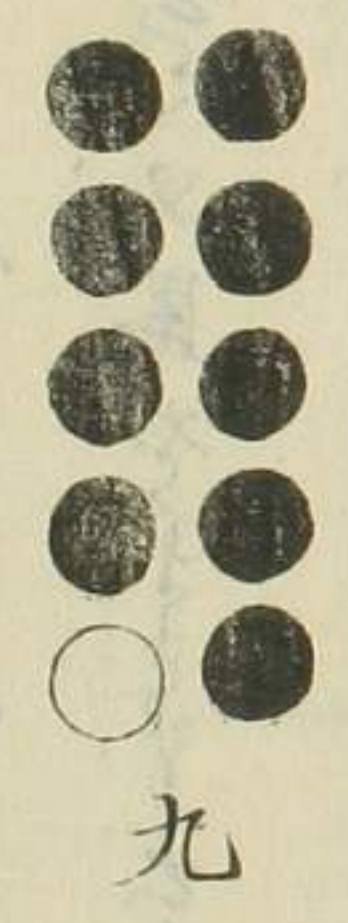
か右のめハ的のまき外日記は見えたり射ととも鎌倉將軍

時代はあたるを思ひしれを白く志て並れしと東鑑巻四

九正元二年庚申 宋尊親 五ノ代 正月十二日於淡有涉的射手之儀其

耐之日記は

早川次郎太郎



渋谷左衛門太郎



右のめくあつてを思ひしれを白く志て並れしと東鑑を思て知へし

一 弓場を弓杖をオツハ一杖二杖と云ハ右のる也一かくり二か

くろとも云く小笠原殿は昔は弓より用害記はもと云く

一 競馬と書てくく馬とも云くひむまとも云くひむまとも云く

自走トアルモ競馬
 事也三代奥録ニリ
 夫馬又競走馬ト續
 日本記ニアリ
 競馬ノ作法今ハ詳
 ナラス京ニテ賀茂ノ
 競馬今ニタスアレト
 云々ハカリ競リ

くらぶとも云へ是ハ多場ノ博をゆひて二騎ヲ乗合テ遅速の
 勝負をあらそひ之証散ハ隨テ二騎一回ニ並ひて馬をもち
 出まへる場末ニ標を立テ付標をもちく乗り越ゆるを勝
 とす之標といふ事ニ本を立並へる事ニ本も勝負の
 本とも云競馬ハ公家ノ事ハ行きて武家ハ行りぬきし
 但し鎌倉頼朝ノ代も鶴岡八幡の祭ハ毎夜ニ競馬
 ありし事東鑑ニ見ゆり作法ノ事ハ本実ある一
 一 十列と書くと云へんと云へ又馬をすも云へ馬本と書あり
 十騎ノ事あり又老馬と云是ハ競馬の教ノ作法存お
 ぶは是又公家ノ事ゆり武家ノ事ゆり但し頼朝ノ代

ヤバ
 ヤセ
 ヤマ
 ヤシ
 ヤス
 ヤク
 ヤミ
 ヤム
 ヤル
 ヤス
 ヤク
 ヤミ
 ヤム
 ヤル

又ハ鶴岡八幡の祭ハ毎夜ゆりて東鑑ニ云ゆり又永ハ
 年毎日一月中毎夜ゆりて又「ちもや」神のゆりてなき
 につけてとらハことあると云つづのむ海 十列ハ多くハ林事
 一 屋敷にゆりて云云をもちむまの略語ニヤハ矢と云へ
 馳之馬をもちらゆりて馬を馳あゆみ矢をもちゆりて
 むまと云へやもせむまゆりて馬を畧してやゆりて
 ちもト云ト五音お通まらぬ ハヒフホ
 通考ニセト云五音お通まらぬ
 通考ニ又むまと云詞を畧してゆりてひまと云詞を特
 通考ニ又や不さめ
 通考ニ又や不さめ
 通考ニ又や不さめ
 通考ニ又や不さめ

とありきやあめといふ、蓋然大追おきやあめといふも
 百一のぬやうあれも上古の騎射の蓋然大追おのあつてや
 ありあがりていへば、時代はあめいふも名付くは後
 といふをいふを畧してやあめといふてやあめいふは上古より
 一やあめといふ字ハ流痛馬と書きあつてさう久選の中は張
 衡の作す、西京賦ハ流痛擣操リウテキハクハクとあり、擣操ハ矢ノ物ニ
 流痛の二字ハ西京賦ハ出たり、西京賦の流痛ハあつて
 のるをいふあつては、痛矢の形ふるを流痛といひるは
 流の字ハ飛ひるる意ハ天の星の飛ハ流星といふは同
 といふてあつてハ馬を馳せあつて痛矢を飛出ハ流痛

馬と書てやあめといふも、流の字を飛の流とていふ
 ても、又射の箭の上より的の方へ矢の流れは心算
 一 流痛馬の流痛ハ既ハ室町將軍の比ハ断絶志信景卿
答見とあり、
元禄ハ同答ハ
永禄年の記 享保年中
 有徳院標流痛馬ハ存無とて思召てあり、
 其式洋あつて依之流痛、英徳國ハ此尋ありて流痛方
 傳へ来り、越々書記して献上、浦上孫五郎志、
 と云ふ、流痛の書名をいふて、流痛馬
 類聚と云は書物出来たる、其書の内ハ彼是以考を
 けり、新よあめいふの式を定め給ひて

浦上孫五郎ハ
 有徳院標流痛
 一ハ此別より来
 たり、其書中の士
 多ハ小納戸を和
 名

尚將軍家治の所従は所祈の爲に元文二年二月武州
 高田村の馬場にて穴八幡に流瑞馬射させたり然に
 一は式ハ小笠原平兵衛後日出はあつけさせ給ひ法士は指
 南をせられて後も度々張射させられしに近きはハ小笠原
 繼政助もやあきの張射の事ありしハ小笠原
 八務射の事ありしハ小笠原繼政助ハ射の事ありしハ
 一は今ハ流瑞馬射の事ありしハ
 信景同若子ハ流瑞馬日記此二百年モ退射ノ間中々不能退
 事云々此書ハ流瑞十年ノ要書アリ
 信景ハ武田信景ナリ
 一 今の世は騎射といふは享保の初の以
 有徳院様の始りせしめて法士は余りし射を

上流ありしハ式ハ小笠原平兵衛より張射を継承するより
 法士は教ふるより成たりし武流瑞馬射は地をさすを極
 りて空中を馬を馳て射るは板のまき板を射る
 之的間よりより三杖まっし也其藝の上流は隨に
 或ハ五杖七杖ありあまの上流の志ハ行勝を仰見して
 之射板ハ鞍の上を立まらざるして右鞍にて前一身を
 ぶねり上をさすして三不友のぬりす神以て射あり
 言場本より馬場末まで追さけだしては智をさすけ
 つけて射るは矢不ハいつかむらりむらりを射る
 昔の流瑞馬射は天追にあは皆鞍の上を立まらして射る

ありをわらむあ一行勝はは免のゆはとあく誰にもささるわ
く矢雨ハおしむらりこ限す能うとおもか通うよと村は
かす引おくれさる時よハおしむらりをも村は

一 今の世正月十日所村初の山親式も享保年中

有徳院極古の村礼の書を所覺の味ありてその書の式を
しりてそ後絶しりしを

有徳院極古の村礼の書を所覺の味ありてその書の式を
しりてそ後絶しりしを
いざようりさるれは庵ユシマウシ後流あらは村をせし所流ありて
後よは好むの儀たありてなしく改め有て終は成然し
てそ式をい小笠原流取賜よりしりて後家よと法す

教るる成しり古の式は村を教極よ高て立付り杖を
つくはすの本をすを教極のこまよつきのあ是とこり
かふよふあ極よ一たり七ハ本をすを教極のむうのよ
つくと古ハ教極よきず付るるを禁しり七ハ弓を教
極よかけ砂よまうここと弓をさうせしぬ干のむを解
く古ハ夜の山納ばうりふ矢申ヤニウシの級人ありてあいむられ
をやくし七ハ星の山的よ矢申ありうやうの弓ハ皆

一 奉射アシヤの二字イタテマツルとよみて神箭よと大的を射て神
は手向まのをさくは奉射と云名目ハ鎌倉將軍の代ハ

元より小笠原舟射の書は八寸四方とありて其の如く

一 箭おきの物と云ハ箭起の物に山形をとり伏して居る

獸走て我お(走り来るを射る)狩の時よりお起の物を射る

一 射りの物と云ハ骨をも獸をも引目志んとう四目おとの物

してハ射よりして征矢かりまことり矢かやう矢の新して

射りものを云く 射りの物箭おきの物の事

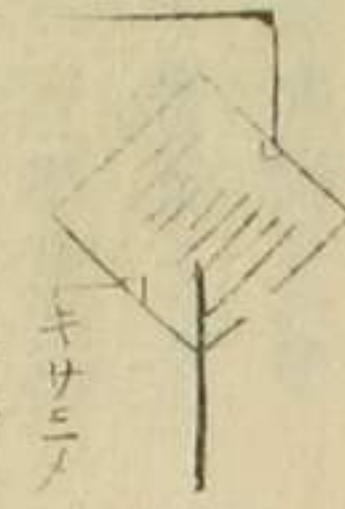
一 狩とげり云ハ麻狗は限りしもの(以外の物をハ何物と

云く) 古代ハ麻の弓を云くと云く(古ハ所造の弓を云くと云ハあやまり
にされハ七ハ所造を特を云く特と云非之それハるの云うと云く)

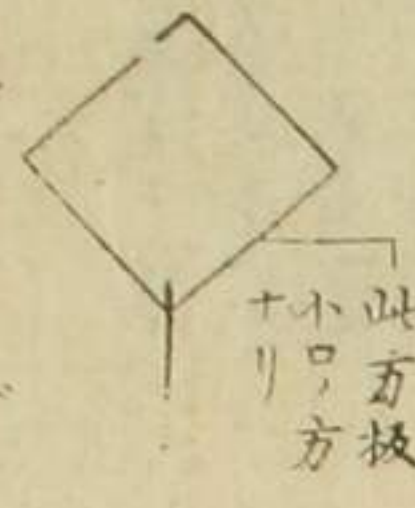
一 狭物の弓射法持長記云狭物の弓四寸の板を二不きとて

切目をおの下へあけて串ハ入りたる 不きうを長く向をハ

狭物裏ノ圖



狭物表ノ圖



表ノ方ハキガ
リ無之

切て角をききとて土の上四寸まで三六寸まで三寸をさの程

七杖よ赤七杖より可立之又射法拾遺抄云狭物と云ハ何

れも串は狭物射る物を云く(これれを先ハ方四寸の杉板を

両の端をききとて射をさ之又同持長記云四寸と云ハ(折

表)のめちをきき四寸より一ツを立方を四寸と云く(表人

四寸を立ても作あハ是をて立ても(此立ても作あハ

方四寸の板を立之又弓馬故実云狭物といハ板を狭て

射る(捨之者ハ四寸四方と云く(立去余うまちい(きさる

今ハ八寸四方より立之(四寸と云ハ四寸四方之是も昔ハ

四寸四方を二ツは切らる(真丈云木の文は接て掛り小狭物

甲陽軍鑑六年
月時代前後相
違偽リ多シ信ス
カラサル書也

射子に迫り限ると云心く又孝子ハ関の事を因るに関而
と云物も垣を由ハ門を架して是より先へ人を通さず
まこと道を迫り限るに相撲取も惣の終り由て是を
関と云も同じ也

一 大猷院孫の弟代甲州武田家の浪人の子小幡勘三郎景憲
こゝに孝甲陽軍鑑と名付て武田信玄軍功の事を著す
高坂陣の記と云書くと云ひこれハ末葉結要品と云二篇を
作り是も高坂の志と云て甲州流軍術の指南を著す
て世にまかりたり山本流北条流香西流なども皆小幡の
才子のまかり流の城取の傳授と云砂をかり是れ教り

まうそれより後は謙信流楠流檜流是ハ楠張良流樊噲流
その他何流彼流あり軍者と云其軍者の流戰場を踏て是
より著りて是の上の料管を作りしるあり甲冑を以て武籠
の製刺方と云るを著して古代の制作を改るあり是れ是の
上の料管に信用しりしるあり

一 犬追抱マテモノはこがらびと云ハ射方のひらきといふハ犬追抱の
ありしをいふる揚子と云ふより酒のむるを云ふ

一 中物マテモノと云事式の挾抱あは四半折草木の葉炮貝切雷
等を云て射りしる也後多羽院宸記ハ射中物マテモノ
折敷割等と云り

追考本口殿ハ
元世シ政頼流ノ
應松也云云格
ノ事勢子杖遠
又事アリ追
鳥ノ事大辨也
又リ廿六京教
軍ノ比ニ追考
格アリシト云

一 弓射の寸矢を^{ハナ}數つは考を^{ハナ}かふるものハ古代より^{ハナ}きき^{ハナ}
近年射教の師匠家よりハ考を^{ハナ}かふるもの^{ハナ}是^{ハナ}後^{ハナ}考
より^{ハナ}後^{ハナ}考^{ハナ}云^{ハナ}此^{ハナ}考^{ハナ}何^{ハナ}の^{ハナ}益^{ハナ}あり^{ハナ}之^{ハナ}矢^{ハナ}の^{ハナ}助^{ハナ}あり^{ハナ}
き^{ハナ}る^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}ハ^{ハナ}三^{ハナ}十^{ハナ}百^{ハナ}歩^{ハナ}の^{ハナ}通^{ハナ}り^{ハナ}矢^{ハナ}より^{ハナ}起^{ハナ}り
し^{ハナ}る^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}ハ^{ハナ}以^{ハナ}て^{ハナ}以^{ハナ}て^{ハナ}以^{ハナ}て^{ハナ}

一 追多將の多今將軍字を^{ハナ}行^{ハナ}き^{ハナ}ハ^{ハナ}維^{ハナ}子^{ハナ}の^{ハナ}存^{ハナ}跡^{ハナ}原^{ハナ}を^{ハナ}馬
よ^{ハナ}ても^{ハナ}せ^{ハナ}め^{ハナ}る^{ハナ}六^{ハナ}尺^{ハナ}斗^{ハナ}の^{ハナ}竹^{ハナ}杖^{ハナ}を^{ハナ}馬^{ハナ}上^{ハナ}より^{ハナ}少^{ハナ}數^{ハナ}を^{ハナ}追^{ハナ}多^{ハナ}將^{ハナ}
と^{ハナ}云^{ハナ}此^{ハナ}名^{ハナ}目^{ハナ}古^{ハナ}代^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}ハ^{ハナ}追^{ハナ}多^{ハナ}將^{ハナ}ハ^{ハナ}古^{ハナ}代^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}
る^{ハナ}物^{ハナ}ハ^{ハナ}古^{ハナ}代^{ハナ}の^{ハナ}考^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}ハ^{ハナ}維^{ハナ}子^{ハナ}ら^{ハナ}の^{ハナ}存^{ハナ}跡^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}
よ^{ハナ}ても^{ハナ}考^{ハナ}へ^{ハナ}射^{ハナ}を^{ハナ}考^{ハナ}ふる^{ハナ}もの^{ハナ}ハ^{ハナ}西^{ハナ}玉^{ハナ}も^{ハナ}是^{ハナ}に^{ハナ}似^{ハナ}る^{ハナ}もの^{ハナ}あり^{ハナ}傳^{ハナ}成^{ハナ}

歎冬賦序曰子曾逐會登北山于阿中冬三月云追鳥
乃文字此文に授記

一 赤穂の子淳和天皇の養和の以又村上天皇大曆之次花山
院寛和の以行む馬勢之赤穂は二ふあり騎馬の赤穂
と歩行赤穂あり是ハ於延元行れて武家より
と^{ハナ}る^{ハナ}旧^{ハナ}記^{ハナ}より^{ハナ}す^{ハナ}朝廷^{ハナ}より^{ハナ}之^{ハナ}を^{ハナ}絶^{ハナ}て^{ハナ}得^{ハナ}る^{ハナ}武
傳^{ハナ}り^{ハナ}き^{ハナ}る^{ハナ}を^{ハナ}享^{ハナ}保^{ハナ}年中^{ハナ}將^{ハナ}軍^{ハナ}字^{ハナ}を^{ハナ}式^{ハナ}を^{ハナ}所^{ハナ}作^{ハナ}る^{ハナ}
と^{ハナ}遊^{ハナ}り^{ハナ}淳^{ハナ}和^{ハナ}天^{ハナ}皇^{ハナ}養^{ハナ}和^{ハナ}元^{ハナ}年^{ハナ}五^{ハナ}月^{ハナ}戊^{ハナ}午^{ハナ}御^{ハナ}武^{ハナ}德^{ハナ}殿^{ハナ}令^{ハナ}
四^{ハナ}衛^{ハナ}府^{ハナ}馳^{ハナ}走^{ハナ}種^{ハナ}馬^{ハナ}勢^{ハナ}及^{ハナ}赤^{ハナ}穂^{ハナ}之^{ハナ}熊^{ハナ}後^{ハナ}日本^{ハナ}村^{ハナ}上^{ハナ}天^{ハナ}皇^{ハナ}天
曆^{ハナ}三^{ハナ}年^{ハナ}五^{ハナ}月^{ハナ}廿^{ハナ}日^{ハナ}於^{ハナ}二^{ハナ}条^{ハナ}院^{ハナ}有^{ハナ}赤^{ハナ}穂^{ハナ}扶^{ハナ}桑^{ハナ}略^{ハナ}記^{ハナ}花^{ハナ}山^{ハナ}院^{ハナ}寛^{ハナ}和^{ハナ}二^{ハナ}年^{ハナ}五^{ハナ}月

東鑑廿六云於西
御堂在鞠會日
手アリ會ハモン步
曆十九ニヤ

世日天皇出御南殿覽步毬番長以上各十人左右近衛左右
 兵衛官人廿人為二番皆著褐冠立南階前右大臣兼守
 玉步出庭中之間皆競步之各二番左勝本胡世記村上天皇康保二
 年六月七日於弘徽殿有競馬更次作物所立毬童歩進列主
 藤原■投毬子十度右勝西宮記西土ニ毛步毬了り劉向別錄云
 步毬者黃帝所造本因兵勢而為之惠琳言義引字書云
 步毬者凡也或步或騎馬以杖擊手而爭之為戲也傳名抄
 云雜藝類步毬三上師說云馬利止智毛丸者也毬杖辨色立成云骨
 槌也步毬曲杖也と何り

一 的のおきるるんとらまら持佐河内守長教天文永禄ノ人ふふ文云來十六日

的のおき確ハ山おきる山系山系山系中射子ハとを何と下山

筒井殿山宿也

と云古案何りおきまとの詳あず花色ともいけ物をまま
 射りるをおきるりあずいけ物あるまま今世云おき的とい
 かる一一則一一一の畧式を射りを云ある一一且一下的
 の一一一相子を定めて射あるハあず一一とも一一完の
 中り一一たういハかけ物をまま一一とも一一ある物をまま

貞丈雜記十二

...

...

六十三

